

参考資料及び用語集

1 諮問及び答申

(1) 諮問

尼 環 政 第 7 4 0 号
平成 1 2 年 3 月 2 9 日

尼崎市環境審議会
会 長 吉 田 克 己 様

尼 崎 市 長

第 3 次 諮 問

みだしのことについて、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

環境基本計画の策定について

2 諮問理由

良好な環境を確保していくためには、地域社会を構成するすべての主体が共通の認識の下に、相互に連携・協力しながら中・長期的な観点に立った取組を推進していくことが欠かせないことから、良好な環境の確保に関する目標や総合的かつ長期的な施策の大綱、施策の計画的な推進のために必要な事項を明らかにした環境基本計画を策定し、これに基づき各種施策を推進していくことが必要と考えます。

このため、本市にふさわしい環境基本計画の内容はいかにあるべきかについて、貴審議会の意見を求めます。

以 上
(環境政策課)

(2) 答申

平成14年10月15日

尼崎市 市長 様

尼崎市環境審議会
会長 吉田克己

環境基本計画の策定について(答申)

平成12年3月29日付け第3次諮問「環境基本計画の策定について」について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとすることが適当であるとの結論を得たので答申する。

以 上

【別紙】

はじめに

尼崎市における良好な環境を確保していくためには、地域社会を構成するすべての主体が共通の認識の下に、相互に連携・協力しながら中・長期的な観点に立った取組が求められており、その推進に際しては、良好な環境の確保に関する目標や総合的かつ中・長期的な施策の大綱等を、環境基本計画において明らかにしておくことが必要不可欠であると考えられる。

本審議会では、「環境と共生するまち・あまがさき」の実現に向け、環境保全型社会を基調とした持続可能な社会の構築を基本的視点にして、環境基本計画の策定についての意見を述べることとした。

その内容は、次のとおりである。

なお、本審議会は、本年5月8日にとりまとめた「環境基本計画の策定について(中間のまとめ)」を広く公表し、これに対する市民の意見等を参考にしつつ、更に検討してとりまとめた。

2 尼崎市環境基本計画の策定経過について

(1) 策定経過

本市は平成2年度に環境政策のマスタープランとして「あまがさき快適環境プラン」を策定し、環境保全施策を講じてきたが、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定を契機に、従来の公害対策に加えて、地球環境の保全や人と環境の共生といった視点からの総合的、長期的な環境施策の必要性が生じてきた。

こうしたことから、「あまがさき快適環境プラン」に代えて本市の社会的地理的条件に見合った環境政策の基本的な方向を明らかにする環境基本計画を策定する。

尼崎市環境基本計画 策定経緯

昭和48年 3月	尼崎市民の環境をまもる条例制定
平成 2年10月	「あまがさき快適環境プラン」策定
(平成5年11月	環境基本法 制定)
(平成6年12月	環境基本計画(国)策定)
平成 8年12月	「ローカルアジェンダ21 あまがさき」策定
平成 9年 3月	「あまがさき快適環境プラン」一部改訂
平成12年 3月	尼崎市環境審議会に諮問
(平成12年12月	第2次基本計画策定)
(平成12年12月	新環境基本計画(国)策定)
平成13年 2月	尼崎市の環境をまもる条例制定 (尼崎市民の環境をまもる条例廃止)

尼崎市の環境をまもる条例(環境基本計画関係部分)

(環境基本計画の策定)

第6条 市長は、良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 良好な環境の確保に関する目標及び総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、尼崎市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 第3項から前項までの規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(2) 審議経過

年 月 日	取 組	審 議 内 容 等
平成12年 2～3月	基礎調査実施 (鳥類調査・植物調査・水辺自然 度調査・成人調査・子ども調査・ 事業所意識調査)	
3月29日	環境審議会へ諮問	諮問の趣旨説明、部会の設置
平成13年		
6月20日	環境保全推進委員会幹事会	基本計画素案
7月～10月	各局室とのヒアリング	
11月22日	第1回環境基本計画部会	基本計画素案
12月14日	第2回環境基本計画部会	基本計画素案
12月26日	第3回環境基本計画部会	基本計画素案
平成14年		
1月16日	第4回環境基本計画部会	基本計画素案
1月28日	第5回環境基本計画部会	基本計画素案
2月13日	第6回環境基本計画部会	基本計画素案
2月19日	環境基本計画意見交換会の開催	
3月8日	第7回環境基本計画部会	基本計画素案
3月29日	第8回環境基本計画部会	部会報告案
5月8日	環境審議会	部会報告案の審議・中間まとめ
5月16日	環境保全推進委員会幹事会	中間まとめ
5月20日	環境保全推進委員会	中間まとめ
5月25日	中間まとめ公表、意見募集	
～6月14日		
6月21日	第9回環境基本計画部会	中間まとめ修正案
7月10日	第10回環境基本計画部会	中間まとめ修正案
8月1日	第11回環境基本計画部会	部会報告案
10月2日	環境審議会	部会報告・審議
10月15日	環境審議会から答申	
10月21日	環境保全推進委員会	答申報告
11月1日	環境保全推進委員会幹事会	答申報告
平成15年		
2月21日	環境保全推進委員会	最終報告

(3) 市民意見の反映と公表

中間とりまとめ計画案を公表し、平成14年5月25日から6月14日まで3週間、市民・事業者の意見を聴取した。この市民・事業者の意見を環境審議会で審議の上、最終計画案への反映に努めた。

意見提出者数 11人(持参4件、郵送4件、FAX2件、電子メール1件)

意見の内容(6項目に分類後の意見数156件)

ア	環境基本計画の基本的事項	26件
イ	尼崎市の環境の現状と課題	11件
ウ	望ましい環境の創造に向けて	10件
エ	目標達成に向けての具体的な施策	86件
オ	計画の推進	15件
カ	その他	8件

(4) 尼崎市環境審議会委員名簿

委員名	役職・職業等
池田 有光	大阪府立大学名誉教授
岡田 充功(平成14年3月31日まで)	尼崎商工会議所金属工業部会長・環境専門委員会委員長
金谷 重樹	摂南大学法学部教授
公門 將彰	尼崎市社会福祉協議会理事
小林 悦夫(平成14年3月31日まで)	兵庫県県民生活部環境局長
近藤 公夫	奈良女子大学名誉教授
近藤 雅臣	大阪大学名誉教授
酒井 一(平成14年7月30日から)	尼崎市議会議員
末包 順一(平成14年5月7日から)	尼崎商工会議所環境専門委員会委員長
杉本 忠博	協同組合尼崎工業会副理事長
仙波 幸雄(平成14年7月30日から)	尼崎市議会議員
高木 興一(平成14年12月29日まで)	京都大学名誉教授
多田 羅浩三	大阪大学大学院医学系研究科教授
田中 哲夫	姫路工業大学自然・環境科学研究所助教授
塚口 博司	立命館大学理工学部教授
塚田 晃(平成14年7月7日まで)	尼崎市議会議員
寺島 泰	京都大学名誉教授
長尾 かほる	コープともしびボランティア振興財団コーディネーター
西島 博之	社団法人尼崎市医師会副会長
野村 正路(平成14年5月7日から)	兵庫県県民生活部環境局長
林 宏昭	関西大学経済学部教授
藤田 正憲	大阪大学大学院工学研究科教授
松村 ヤス子	尼崎市議会議員
丸尾 牧(平成14年7月7日まで)	尼崎市議会議員
室崎 益輝	神戸大学工学部教授
盛岡 通	大阪大学大学院工学研究科教授
安田 丑作	神戸大学工学部教授
吉田 克己	三重大学名誉教授

会長 副会長

(敬称略/五十音順)

なお、退任した委員の役職は委員就任時のものである。

3 地域環境現況調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は環境基本計画策定に向けての基礎資料収集を目的に行うものである。まちづくりを環境の観点から見直し、実践していくためには現況の自然の把握及び問題点等を明らかにすることが必要である。この観点で地域環境現況調査を行った。

(調査期間 平成12年2月～3月)

(2) 調査項目及び調査方法

鳥類調査

尼崎市に存在する自然環境タイプ - 河川、社寺林、公園等尼崎市の自然を代表する地点を選定し、調査を行った。調査地点は表1に示す12地点である。調査は調査地点の鳥類相を把握することを目的に調査範囲を踏査し、任意観察及び定点観察によって種相を把握した。

表1 鳥類調査地点一覧

環境タイプ	調査地点
河川	猪名川(中流)、武庫川(河口域)、武庫川(中流)、武庫川沿い水路
海域	尼崎港
社寺林	松原神社
公園	猪名川公園、西武庫公園、大井戸公園、元浜緑地
学校	成徳小学校

植物調査

一定規模以上(約1ha以上)の緑地を対象に、尼崎市に存在する自然環境タイプ - 河川、海域、公園、社寺林等尼崎市の自然を代表する地点を選定し、調査を行った。調査地点は表2に示すとおりである。

調査は調査範囲を踏査し、階層毎に種を記載し、量的な把握を3段階で行った。公園等の主な植栽種については調査対象とした。また、今回の調査時期が3月であったため一部の植栽種については、樹名板によるものも含めた。さらに、残存樹林と考えられる猪名寺廃寺跡、松原神社では、樹林の構造及び種構成を知るために植物社会学的調査を行った。

表2 植物調査地点一覧

環境タイプ	調査地点
河川	猪名川（中流）、武庫川（中流）、藻川（中流）
社寺林	猪名寺廃寺跡、松原神社、船詰神社
公園	猪名川公園、西武庫公園、大井戸公園、近松公園 元浜緑地、小田南公園
学校	成徳小学校

水辺自然度調査

尼崎市域を流れる主要な河川 - 猪名川、藻川、武庫川、庄下川、蓬川とそれに合流、分岐する等関係の深い河川を調査対象河川とした。水辺の自然度を評価するために河川敷、護岸、堤防等の状況について現地で調査を行った。さらに、水辺自然度の評価の組み合わせを基に水辺の親水度も考慮し、河川を10の区間に分けた。区間毎に区間の特徴をよく示す地点で調査票に基づき調査を行った。

(3) 鳥類調査結果

- **今回の調査で確認された種...海域～陸域に生息する種が確認された**
 - < 尼崎港・河口域 > ...主に海域や淡水域に生息する種
 - < 河川の中流 > ...主に淡水域に生息する種および草地に生息する種
 - < 公園、学校、社寺林 > ...市街地にも出現する種を中心に主に陸域に生息する種
- **調査地点の中で最も確認種が多かった地点...武庫川中流**
(要因) 広い河川敷、草地、礫地、農耕地、樹林といった多様な環境がみられる = 多くの種の鳥類が生息できる環境
- **調査した公園の中で確認種数が最も多かった地点...猪名川公園**
(要因) 敷地面積が比較的大きい、自然林が残されている、大きな池がみられる = アオバト等の樹林棲の種、バン等の水域の種が生息できる
- **成徳小学校、西武庫公園、大井戸公園、松原神社...シロハラ等の樹林棲の種を少数ながら確認**
(要因) 比較的まとまった樹林がみられる = 中継地点等に利用
- **既往資料との比較...地点間の確認状況にはあまり変化はない**
- **注目種...カンムリカイツブリ、カワウ、ハヤブサ、カワセミ**
いずれも市街地周辺の海域、大規模河川で確認

(4) 植物調査結果

- **植生の変遷（1982年の植生図との比較）**

大きな変化は主に名神高速道路より北部の地域でまとまって分布していた耕作地が市街地となってかなり減少した。

- **尼崎市のみどり**

- <河川のみどり>**

低水敷や高水敷に広がる草地であり、低水敷には河川特有の植物が見られた。

- <社寺林および残存樹林のみどり>**

数カ所に見られるのみ

猪名寺廃寺跡...河畔林の名残と考えられるエノキムクノキ群集が見られた。

松原神社...かなり古くに植栽されたと考えられるクスノキの大径木が見られた。

- <公園および学校のみどり>**

市街地に数多く点在するみどりで、植栽された樹木が中心ではあるが多種多様な植物が見られ、生物の生育、生息空間として貴重な存在であると考えられる。

(5) 水辺自然度調査結果

• 水辺自然度による河川区間の分類

< 水辺自然度の評価項目 > ...河川規模、流水の蛇行、低水敷の有無、高水敷の有無、堤防法面の状況とした。

< 河川区間の分類 > ...評価項目の組み合わせにより、大規模河川を4区間、中小規模河川を6区間に分類した。

< 代表的な地点の選定と調査 > ...各河川区間ごとに代表的な地点を、地点の水辺親水度も考慮して選定して、現地で観察を行った。

• 調査結果に基づく水辺自然度の評価

< 大規模河川 > ...河口付近では自然度は低いが、上流側では自然度が高く、特に武庫川では自然度の高い区間の割合が大きい。

< 中小規模河川 > ...水辺自然度は河川構造の複雑さを主な評価項目にしており、中小規模河川の河川構造はかなり単純化されていて、水辺自然度は低くなる。とはいえ、河川沿いに公園・緑地を整備して親水度を高めたり、人工的に自然度を高めるような整備をするなどの工夫がされている点は注目される。

• 調査結果から特記される事項

< 生物の生息状況 > ...植物では、主に大規模河川でヨシ原のような自然に近い植生が見られた。鳥類では、大規模河川、中小規模河川ともユリカモメなどの野鳥が多数、確認できた。魚類では、文献資料から大規模河川、中小規模河川とも、かなりの数の生息が確認できた。さらに水質の浄化が進んでいることや、多自然河川工法による生息環境の創出が行われた場所ではその有効性が認められる。

< 景観への配慮 > ...中小規模河川は市街地の中を流れていることなどもあり、堤防や兩岸の石積やコンクリートなどに、意匠を凝らした仕上げをするなどの、景観への配慮が見られる。

< 河川敷や河川沿いの人の利用 > ...特に大規模河川では、川が主に散策などの余暇的な利用の場になっている。

< ゴミの散乱 > ...調査地点の大部分で、多少なりともゴミの散乱が見られた。

< 住民サークルの活動 > ...河川沿いなどに標語やサークル名のはいった看板などが見られた。住民サークルがいくつか作られ、水辺自然度の向上のために活動している模様である。

4 地域社会意向調査の概要

(1) 調査の目的

- ・近年、地球的規模の環境問題のクローズアップ、容器包装リサイクル法の施行など、尼崎市をとりまく環境問題が大きく変化してきた。
- ・今後、環境行政を体系的・総合的に推進していくためには、市民の主体的な参加が不可欠であり、幅広い層の市民の意識とニーズを十分に把握しておく必要がある。
- ・以上のような背景を踏まえ、本調査は、市民・成人、市民・子供に対するアンケート調査により、環境の現状及び環境づくりに関する実態と意識を把握し、尼崎市環境基本計画の策定及び今後の環境行政推進のための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査の方法

調査対象及び抽出方法

- ・成人調査の対象者は、20歳以上の市民2,000人とし、サンプリングは無作為抽出とする。
- ・子ども調査の対象者は、市内小学校5年生1,000人程度とし、行政区等を勘案しながら、各行政区から2～3校を抽出する。

調査方法

- ・調査は、アンケート調査票への記入により実施する。
- ・成人調査実施方法は、調査票の郵送配布・回収
- ・子ども調査実施方法は、学校を通じて配布・回収

(3) 調査期間

- ・成人調査は、平成12年3月1日～15日 (回収数 957件)
- ・子ども調査は、平成12年3月1日～10日 (回収数 1,153件)

(4) 有効回答者の属性

成人調査

- ・性別は、男性が約43%、女性が約55%となっており、実際の男女比よりもやや女性が多い。
- ・年齢別は、60歳代の回答が最も多くなっている。50歳代以上が76.5%を占めており、実際の年齢構成比よりもかなり中高年齢層に偏っている。
- ・居住地区別は、立花地区の回答が最も多くなっており、実際の居住地区別

人口比とほぼ同じである。

子ども調査

- ・性別は、男子が約52%、女子が約48%となっている。
- ・居住地周辺の土地利用は、新しい家がたくさんあると回答している子どもが約44%と多い。

(5) 調査結果のまとめ

成人調査

ア 居住地域の環境について

- ・空気のきれいさは、野焼きや工場からの臭い・煙が気になる割合は比較的少ないが、物干しなどの手すりの汚れや自動車の排気ガスの臭いなどについてはマイナスの評価をしている人が多い。
- ・水のきれいさは、全般的にマイナスの評価が多い。市の水質測定ではほとんどの地点で環境基準を達成しているが、市民の評価は低く、水の質・量の改善が課題であると考えられる。
- ・静かさは、鉄道、工場や商店からの騒音・振動、近隣騒音についてはプラスの評価が多いが、自動車やバイクの騒音・振動については非常に評価が低く、空気のきれいさと同様に自動車やバイクが居住環境の快適性低下の要因になっていることがうかがえる。また、飛行機騒音は、飛行ルートに位置する武庫地区の評価が非常に低い。
- ・自然の豊かさは、全般的に評価が低い。特に、生き物が少ない、親水性が低いと評価している人が多い。
- ・まちの美しさは、みどり豊かな公園がある等はプラスの評価が多いが、ごみがなくきれい、町並みは広々としているという質問に対してはマイナスの評価が多い。公園の整備は進んでいるが、ゆとりのある快適なまちであるとは言えず、快適性向上のための町並みづくりやマナーの向上が必要である。
- ・歴史・文化の豊かさは、全般的にマイナスの評価が多い。古い町並みや伝統的な行事等の保存、新たな文化活動や祭り等の創造に努め、歴史・文化環境の向上を図っていくことが必要だと考えられる。
- ・居住環境全体の満足度は、普通と回答した人が4割強と最も多い。過去の調査の満足度と比較すると、満足層が増加し、不満層が減少していることがわかる。全般的にみると、居住環境の住みよさが向上してきていると考えられるが、大気質、水質の維持・改善とともに、騒音対策に重点をおいた施策を行っていく事が必要であると考えられる。

イ 環境問題全般について

- ・尼崎市の環境問題の今後は、空気、川や海の汚れ等の従来からの公害問題については、改善傾向に向かうと考える人が比較的多い。一方、

ごみ排出量の増加、エネルギー消費量の増加、化学物質汚染など都市化の進展とともに深刻化してきた問題は、悪化傾向が進むという考えの人が多い。

- ・地球環境問題については、地球温暖化の認知度が最も高く7割以上が認知している。認知度の高い問題以外についても、情報の提供に努め、意識向上を図っていくことが必要である。
- ・市域や地球の環境問題に事業活動や日常生活が及ぼす影響については、どちらも同じくらい影響を及ぼしているという認識を持っている人が6割以上である。
- ・現状の日常生活を見直すことについては、多少変えていくことが必要である、大幅に変えていくことが必要であると考える人とあわせると約8割の人が今の生活を見直していく必要があるという意識を持っている。
- ・環境を保全していくうえでの市民、事業者、行政の役割については、それぞれが役割分担することが望ましいと考える人が約半数を占めており、役割分担の仕組みを整え、連携して取り組むんでいくことが必要である。一方、行政主導で進めるべきという考えの人も3割弱を占めている。

ウ 自動車の利用について

- ・自動車の利用状況については、約6割の家庭が1台以上自動車を所有しており、観光・レクリエーション目的が3割弱と最も多くなっている。
- ・環境問題改善のために自動車の利用回数を減らすことについては、65%の人が現在よりも頻度を削減できると回答している。回数を減らせない理由は、仕事などの都合で必要だからという回答が最も多い。自動車が環境に与える影響をPRするとともに、できるだけ利用頻度を減らすことができるような仕組みづくりや意識啓発を行っていくことが必要である。

エ ごみの問題について

- ・生ごみを減らすために取り組んでいることについては、ほとんどの人が何らかの取り組みを行っている。しかし、コンポスターなどを使用し堆肥化しているのは、3%にとどまっている。
- ・ごみ問題解決のための新たな方法の受け入れ意向については、びん等の再利用は約6割の人が受け入れ意向を示している。しかし、金銭面での負担に対しては、抵抗が大きいいため、排出量をおさえていくためには、分別収集体制を見直し、リサイクルを推進するとともに、企業にびん等のリターナル化を働きかけていくことが必要である。
- ・小売業者に期待することは、不要な電気製品等の回収、包装の簡素化、レジ袋を減らす努力、環境保全型商品を積極的にそろえるの順に期待

度が高くなっており、いずれも7割以上が期待している。小売業者と市民がお互いの意識や希望を理解できるような機会・場づくりを行っていくことが必要である。

オ 生活の中での環境保全活動の実施状況について

- ・日常生活の中での環境保全活動の実施状況は、省エネルギーに関する項目では、コンロの火の扱いなど使用方法の工夫には取り組んでいる人が多いが、いつもしている割合はあまり高くない。また、太陽熱温水器の利用等の機器の設置が必要なことについてはほとんど取り組まれていない。
- ・自動車の利用に関する項目では、どの項目についても比較的取り組んでいる人が多く、環境に配慮した自動車の利用を心がけている人が多いことがうかがえる。
- ・省資源・ごみ対策に関する項目では、新聞・雑誌のリサイクルに取り組んでいる人が非常に多い。一方、風呂水の洗濯等への利用、買い物袋の持参については、やや実施率が低い。
- ・水質、大気、自然の保全に関する事項では、野生の動植物をむやみに傷つけない、廃棄物の野焼きをしないなどの実施率は非常に高い。しかし、毎日の生活に密着した石けんの使用、米のとぎ汁の有効利用は4割弱の人がまったく取り組んでいない。意識啓発など生活排水対策に取り組んでいくことが必要である。
- ・その他の事項では、家庭内の騒音防止、有機溶剤の未利用等は比較的实施率が高い。しかし、伝統的行事への参加、家族等と環境問題を話し合う機会、塩ビ系プラ製品の非購買等は、実施率が低い。
- ・地域の環境保全活動や環境学習への参加状況は、清掃・美化活動、リサイクル活動への参加者が2割程度と最も多い。どの項目については、今後の参加意向が高く、だれもが参加しやすい機会づくりが課題となっている。
- ・身近な環境保全活動や地域での環境保全活動への実施率・参加率がより高まるように、取り組みに関する情報提供に努めるとともに、環境教育・環境学習を行い意識の啓発を図っていくことが必要である。

カ 環境保全活動を行う上での支援などについて

- ・環境保全活動を行う上で必要な情報は、日々の生活に関わる身近な内容についての情報を希望する意見が多い。
- ・情報の入手方法は、現在も、今後も市報あまがさきも最も多い。また、割合的にはまだ少ないが、インターネット等からの入手希望も4.1%と現在よりも多くなっていることや情報化の進展を視野に入れ、市報の充実とともに、市公式ホームページでの環境情報の充実を検討していくことが必要である。
- ・企業に望むことは、6割強が環境に良くない製品を製造・販売しない

ことを希望している。また、不要な電化製品の回収、環境配慮商品の安価化等も希望者が多いことから、情報提供よりも行動で示すことを望んでいることがうかがえる。

- ・行政に望むことは、リサイクルシステムの整備、環境教育の充実等となっており、リサイクルのしくみづくりとともに、子どもから大人まで全ての市民の意識啓発につながるような方策が必要である。

子ども調査

ア 家の近くの様子について

- ・家の近くの公園に花や木がある、通学路などに歩道がある、近所のテレビなどの音がうるさくないなどについては、6割以上の子どもがプラスの評価。一方、空き缶などのごみが道に落ちていない、自動車やバイクの音がうるさくない、川や池の水は臭わずきれいについては、6割以上の子どもがマイナスの評価。
- ・見たり聞いたりする動植物は、セミの声、タンポポは過半数がよく見る・聞くと回答。たまに見る・聞くまでを含めると、バッタ、ツバメの巣、赤トンボ、カエルの声についても過半数。
- ・一方、ホタルは、7割以上が見ないと回答。その他、ウグイスの声、ザリガニについても見ない・聞かない割合高い。

イ 遊びについて

- ・学習塾等の頻度は、週1、2日が3割弱で最も多い。行っていない子どもは2割強。ほとんど毎日という割合も2割強。
- ・友だちと遊ぶ頻度は、ほとんど毎日が3割強で最も多い。
- ・遊び場所については、家の中が9割弱を占める。次いで、公園や空き地が7割強、家の近くの道が4割強、学校のグラウンドが3割強。
- ・遊び方については、ファミコンなどが6割強を占め最も多い。次いで、外を走り回る遊びが5割強、テレビを見る等が3割弱。虫とりなど自然と触れ合う遊びをする子どもは非常に少ない。
- ・家の近くにある遊び場や自然などの状況は、子ども達が安全に遊べる広い整備された公園等は整備されている様子がうかがえる。一方、自然とふれあえる場所はないと回答している子どもが多い。

ウ 地球環境問題について

- ・9つの地球環境問題について、地球の温暖化、酸性雨は内容まで認知している子どもが6割弱、砂漠化についても半数以上。一方、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染、開発途上国の公害問題は認知度が低く、知らないが4割以上。
- ・地球環境問題と生活との関係は、とても影響を及ぼしていると考える子どもが約4割。

エ 毎日の生活の様子について

- ・日常生活における環境保全行動の実施状況は、電気をこまめに消す、文具を最後まで使う等は実施率が高い。一方、買い物袋持参、クーラー等をあまり使わさない、テレビをこまめに消す等は、実施率が低い。
- ・地域等での環境保全活動については、祭りへの参加、自然の中で遊ぶ、浄水場やごみ処理場の見学会については、半数以上が参加経験あり。今後の参加意向が高いのは、公園や道路に花や木を植えたりする活動、水や空気の調査。一方、昆虫等の調査、環境問題の話聞く等の参加意向は低い。

5 事業所意識調査について

(1) 調査の目的

市内各事業所の地球環境問題を含む種々の環境問題に対する関心度や考え方等とともに、環境保全に関する取り組みの現状や阻害要因、今後の取り組みの可能性等を把握することにより、その意向を市政諸施策に適切に反映させるための資料とし、また尼崎市環境基本計画の策定に資することを目的とする。

(2) 主な調査項目

環境問題への関心・姿勢

環境保全への取り組み現況と今後の取り組み可能性

役割分担

回答事業所の属性

(3) 標本設計

標本数：47社51工場（公害防止協定締結工場）

(4) 調査手法・調査時期

郵送留置法（平成12年2月中旬配布、同年3月初旬回収）

(5) 回収結果

有効回答総数：32票、有効回答率：62.75%

(6) 回答事業所の属性

業 種		サンプル数	比率 (%)
建設業		1	3.1
重工業	素材型(化学)	9	28.1
	素材型(金属)	11	34.4
	加工型	3	9.4
軽工業	素材型	2	6.3
	加工型	2	6.3
電気・ガス・水道業		3	9.4
運輸・通信業		-	-
金融・保険業		-	-
流通・卸売業		-	-
サービス業		-	-
その他		1	3.1
合計		32	100.0

(7) 調査結果

経済の発展と地球環境保全との関係についての考え方では、「両立できるものである」「難しいが、調整を図りながら実施すべき」との回答が約5割弱と同じくら

いである。

地球環境問題に対する考え方として、「地球環境保全に向け、何らかの方法で積極的に貢献していきたい」との回答が68.8%、「行政や消費者の要望も考慮して、ある程度の協力をしていきたい」との回答が28.1%を占めたのに対し、「事業内容の面からみて地球環境問題はあまり関係ない」との回答はなかった。

環境問題に取り組む目的・動機について3つまで選択を求めた設問では、「企業の社会的責任として当然だから」との回答が65.6%と最も高く、次いで「環境保全を図ることは、結局企業の業績によい影響をもたらすから」(50.0%)、「環境保全は時代の要請だから」(31.3%)となった。

環境保全担当部署については、87.1%の事業所が事業所内又は会社組織内に設置していると回答した。

環境保全に向けた行動指針や行動計画、憲章などについては、67.7%の事業所が会社全体として又は事業所として定めていると回答した。

環境保全の視点から事業活動をチェックする制度については、61.3%の事業所が会社全体として又は事業所として設けていると回答した。

環境保全に向けた身近な取り組みとしては、「紙・ビン・缶等の分別収集」「冷暖房温度の適正化」[照明をこまめに消すなどの節電努力]を既に実施している企業が多かった。

実施している省エネルギー対策としては、「コジェネレーションの導入」「廃熱の利用」「太陽熱利用」などの回答が見られ、省資源対策としては、「包装の簡素化」「電子メールの活用」「水の循環利用」「雨水利用」、リサイクル対策としては、「資源ごみの分別収集」「再生紙の使用」などの回答が見られた。その他、製造業では「環境に配慮した商品の開発」などの回答が見られた。

エコビジネスに関しては、25.0%の事業所が、「取り組んでいる」と回答し、取り組む上での問題点としては、「コスト高」「技術の不足」などの回答が多かった。

国際協力に関しては、研修生の受け入れについて41.7%の事業所が、「協力している」「今後協力できる」と回答し、専門家の派遣について29.2%の事業所が、「協力している」「今後協力できる」と回答した。

環境問題に関する情報のうち不足している情報について2つまで選択を求めた設問では「環境保全のために各事業所が実行できる工夫や取り組みについての情報」(73.3%)との回答が多かった。

環境保全に関して市が担うべき役割について3つまで選択を求めた設問では、「環境保全整備への税制優遇や助成制度」(53.3%)、「環境問題に関する普及啓発の充実」(50.0%)との回答が多かった。

6 環境指標一覧表

指標名	現況値	目標	目標年度
一般廃棄物の減量率	平成 12 年度 14.7%	平成 23 年度のごみ発生量の 18% (ごみ減量推進計画)	平成 23 年度
大気汚染に係る環境上の基準の適合状況	環境基準との適合状況 (平成 13 年度) のとおり	大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準の維持・達成	平成 37 年度
水質汚濁に係る環境上の基準の適合状況			
地下水の水質汚濁に係る環境上の基準の適合状況			
土壌汚染に係る環境上の基準の適合状況			
騒音に係る環境上の基準の適合状況			
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境上の基準の適合状況	—————		
ビオトープの数	平成 14 年 7 月現在復元・創造型ビオトープ数 26 箇所	ビオトープ数の増加 (今後、指針を策定し、目標設定に努める。)	
都市公園面積	平成 14 年 4 月現在 179.44ha	302.8ha (緑の基本計画)	平成 30 年計画
緑地面積	平成 10 年 4 月現在 415ha	688.8ha (緑の基本計画)	平成 30 年計画
こどもエコクラブ数及び会員数	平成 14 年 7 月現在 10 クラブ 239 人	エコクラブ数及び会員数の増加	
環境塾修了者数	平成 4 年度から実施卒業生 13 年度末 累計 296 人	卒業生の増加	
ルーム・エコクラブ来庁者数	平成 13 年度 1506 人	来庁者数の増加	
環境学習会講師派遣回数	平成 13 年度 25 回	講師派遣回数の増加	
環境図書・環境ビデオ・環境学習支援用品貸出件数	平成 13 年度 環境図書 376 冊 環境ビデオ 111 巻 環境学習支援用品 117 件	貸出件数の増加	
ISO14001 取得事業所数	平成 14 年 9 月末現在市内 59 事業所	事業所数の増加	
環境関連イベント参加者数	平成 13 年度 環境問題講演会 111 人	参加者数の増加	

7 環境基準等の適合状況（平成13年度）

	測定項目	測定地点等	適合率	備考
大気	二酸化窒素	一般環境 4地点	全地点適合 100%	
		自排 6地点	5地点適合 83.33%	4地点適合 66.70%
	浮遊粒子状物質	一般環境 4地点	1地点適合 25.00%	全地点適合 100%
		自排 2地点	適合地点なし 0%	全地点適合 100%
	二酸化硫黄	一般環境 3地点	適合地点なし 0%	
	一酸化炭素	一般環境 1地点	全地点適合 100%	
		自排 2地点	全地点適合 100%	
	光化学オキシダント	一般環境 3地点	適合地点なし 0%	
有害大気汚染物質 (18項目、環境基準設定3項目)	一般環境 1地点	全地点適合 100%		
	自排 1地点	全地点適合 100%		
水質	公共用水域(20地点)			
	BOD	17地点	16地点適合 94.12%	
	健康項目	20地点	全地点適合 100%	
	地下水			
	健康項目	8地点	7地点適合 87.50%	
騒音・振動	自動車・騒音・環境基準	常時監視 6地点	昼間 5地点適合 83.33%	4地点適合 66.67%
			夜間 2地点適合 33.33%	1地点適合 16.67%
		定点調査 23地点	昼間 11地点適合 47.83%	10地点適合 43.48%
			夜間 6地点適合 26.09%	5地点適合 21.74%
	自動車・騒音・要請限度	定点調査 23地点	昼間 全地点適合 100%	
			夜間 22地点適合 95.65%	
	自動車・振動・要請限度	定点調査 18地点	全地点適合 100%	
	航空機・騒音	常時監視 1地点	全地点適合 100%	
山陽新幹線・騒音	4地区 24地点	16地点適合 66.67%	15地点適合 62.50%	
山陽新幹線・振動	4地区 24地点	全地点適合 100%		

備考欄には平成12年度と平成13年度を比べて変化のあった項目について、平成12年度の内容を記載

8 大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について

尼崎市告示第26号

大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準について

尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項の規定に基づき大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を次のとおり定めた。

平成13年2月1日

尼崎市 市長

- | | |
|--|----------|
| 1 大気汚染に係る環境上の基準 | 別表第1のとおり |
| 2 水質汚濁に係る環境上の基準 | 別表第2のとおり |
| 3 騒音に係る環境上の基準 | 別表第3のとおり |
| 4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準 | 別表第4のとおり |
| 5 土壌汚染に係る環境上の基準 | 別表第5のとおり |
| 6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁
及び土壌汚染に係る環境上の基準 | 別表第6のとおり |

別表第1 大気の汚染に係る環境上の基準

物質	基準値	対象地域
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<p>尼崎市全域</p> <p>〔ただし、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。〕</p>
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。ただし、当分の間、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第2 水質の汚濁に係る環境上の基準
 (1) 人の健康の保護に係る環境上の基準

項目	基準値	対象水域
カドミウム	0.01mg/l以下	公共用水域
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
砒素	0.01mg/l以下	
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

- 備考1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は、適用しない。
 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

生活環境の保全に係る環境上の基準

水 域 区 分	項 目 と 基 準 値										水 質 管 理 区		測定基準点
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	n - ヘキサン抽出物質 (油分等)	大腸菌群数	全窒素	全 磷 ^{りん}				
河 川	1級水域	6.5 以上 8.5 以下	3mg/l 以下	—	20mg/l 以下	5mg/l 以上	—	5,000MPN /100 Mℓ以下	—	—	武庫川	武庫川上流 武庫川下流	武庫大橋 南 武 橋
	2級水域	6.5 以上 8.5 以下	5mg/l 以下	—	30mg/l 以下	5 mg/l 以上	—	—	—	—	神崎川水系	藻 川 神 崎 川	藻 川 橋 左 門 橋
											庄下川水系	庄下川上流 庄下川中流 庄下川下流 昆 陽 川	尾浜大橋 波 洲 橋 庄下川橋 尾 浜 橋
											蓬川水系	蓬川上流 蓬川下流	南豊池橋 琴 浦 橋
3級水域	6.5 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	—	50mg/l 以下	3 mg/l 以上	—	—	—	—	神崎川水系	猪 名 川	戸の内橋	
運 河	7.0 以上 8.3 以下	—	8 mg/l 以下	—	2 mg/l 以上	—	—	—	—	—	運 河	こ う 閘 門	
海 域	7.8 以上 8.3 以下	—	3 mg/l 以下	—	5 mg/l 以上	検出されないこと。	50,000MPN /100 Mℓ以下	1 mg/l 以下	0.09mg / l 以下	—	海 域	尼崎港中央 尼崎港沖	

備考1 水質管理区とは、水域の特性、利水状況、下水道整備状況[※]、工場立地、現状水質等を考慮し、市内の水域を区分したものをいう。

2 水質管理区のうち、武庫川上流は武庫川4丁目地先の潮止堰から上流、武庫川下流は当該潮止堰から下流、庄下川上流は尾浜大橋から上流、庄下川中流は尾浜大橋から波洲橋までの間、庄下川下流は波洲橋から下流、蓬川上流は南豊池橋から上流、蓬川下流は南豊池橋から下流をいう。なお、庄下川上流及び昆陽川についてはその上流河川及び水路を含むものとし、蓬川上流についてはその上流水路を含むものとする。

3 基準の適合状況については、測定基準点の水質によって判断する。

4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第3 騒音に係る環境上の基準

(1) 一般騒音に係る環境上の基準

地域の 類型	基準値			
	道路に面する地域		その他の地域	
	昼間	夜間	昼間	夜間
A	60 デシベル以下	55 デシベル以下	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	65 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 備考1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 地域の類型の当てはめについては、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（平成11年兵庫県告示第566号）に準ずるものとする。
- 3 Aの地域及びBの地域の道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域をいう。以下同じ。）とは、Aの地域及びBの地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域をいい、Cの地域の道路に面する地域とは、Cの地域のうち車線を有する道路に面する地域をいう。この場合において、車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
- 4 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次に掲げる道路のうち、2車線以下の車線を有するものにあつては道路端から15mまでの範囲をいい、2車線を超える車線を有する道路にあつては道路端から20mまでの範囲をいう。

- ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあつては、4車線以上の区間に限る。）
- イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

- 備考1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。
- 2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 3 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(2) 航空機騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値 (単位 WECPNL)
	70以下
	75以下

備考1 地域の類型の当てはめについては、航空機騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定(昭和51年兵庫県告示第1376号)に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境上の基準

地域の類型	基準値
	70デシベル以下
	75デシベル以下

備考1 地域の類型の当てはめについては、新幹線騒音に係る環境基準の規定に基づく地域類型をあてはめる地域及び区域の指定(昭和51年兵庫県告示第1377号)に準ずるものとする。

2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第4 地下水の水質汚濁に係る環境上の基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
^h 砒素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
ふっ素	0.8mg/l以下
ほう素	1mg/l以下

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

別表第5 土壤の汚染に係る環境上の基準

項目	基準値
カドミウム	検液1 lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米1 kgにつき1 mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1 lにつき0.01 mg以下であること。
六価クロム	検液1 lにつき0.05 mg以下であること。
砒 ^ひ 素	検液1 lにつき0.01 mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1 kgにつき15 mg未満であること。
総水銀	検液1 lにつき0.0005 mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1 kgにつき125 mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1 lにつき0.02 mg以下であること。
四塩化炭素	検液1 lにつき0.002 mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1 lにつき0.004 mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.02 mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1 lにつき0.04 mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1 lにつき1 mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1 lにつき0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1 lにつき0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1 lにつき0.01 mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1 lにつき0.002 mg以下であること。
チウラム	検液1 lにつき0.006 mg以下であること。
シマジン	検液1 lにつき0.003 mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1 lにつき0.02 mg以下であること。
ベンゼン	検液1 lにつき0.01 mg以下であること。
セレン	検液1 lにつき0.01 mg以下であること。

備考 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、環境基本法第16条第1項の規定による基準に準ずるものとする。

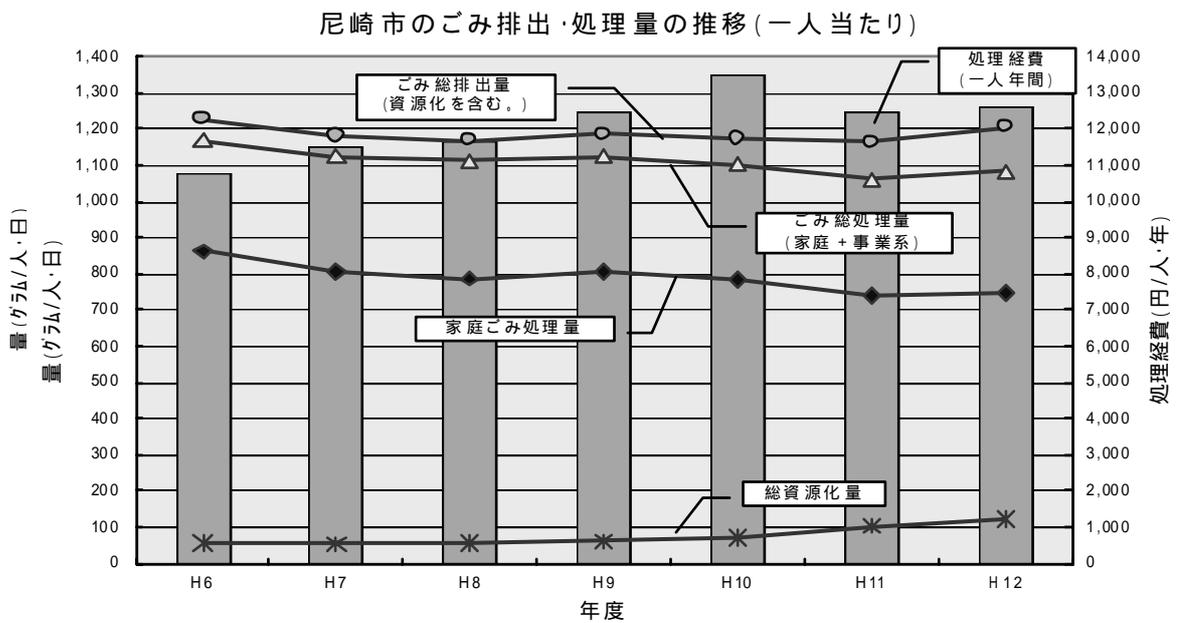
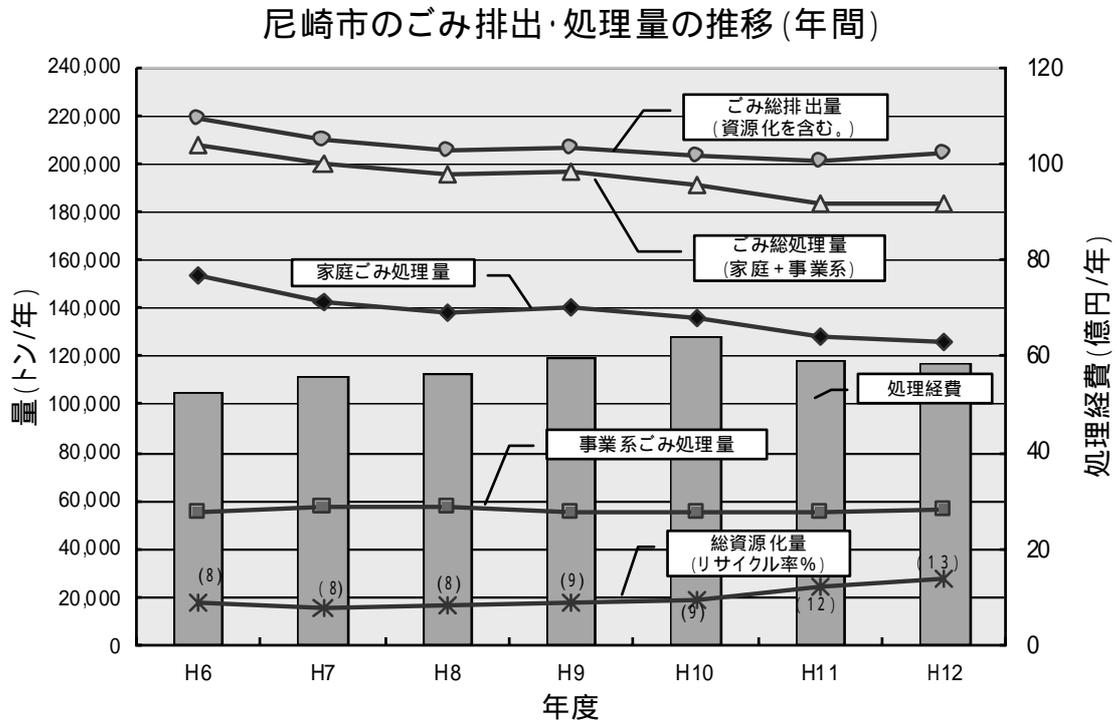
別表第6

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境上の基準

媒体	基準値	対象地域等
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除く。
水質	1 pg-TEQ/l 以下	公共用水域及び地下水
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌を除く。

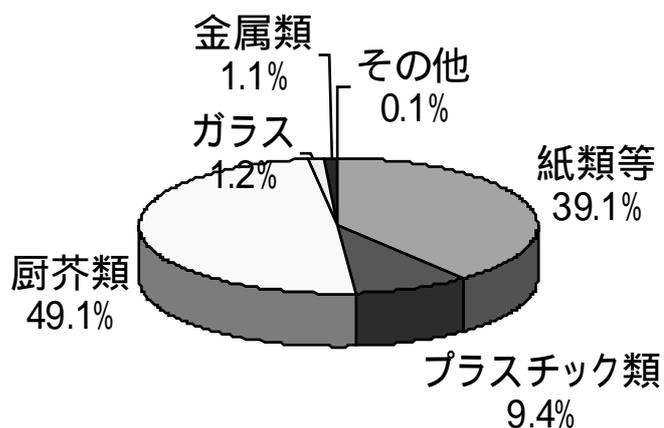
- 備考1 公共用水域とは、水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
 2 測定及び評価の方法並びに基準値等の解釈は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定による基準に準ずるものとする。

9 尼崎市の年度別ごみ排出・資源化量

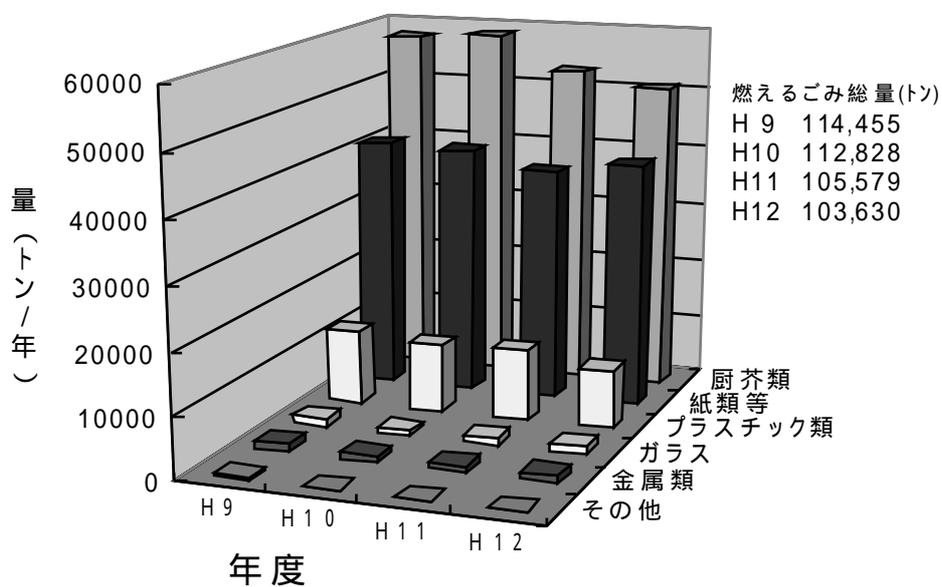


10 家庭ごみ(燃えるごみ)の組成分析結果

家庭ごみ(燃えるごみ)の組成
平成12年度



家庭ごみ(燃えるごみ)の組成別重量



1 1 都市公園等の状況について

(「緑の基本計画」より)

都市公園等の目標水準

	計画策定時 H10 年 4 月	中間年次 H20 年	目標年次 H30 年
都市公園	172.8ha(3.6 m ² /人)	211.6ha(4.5 m ² /人)	302.8ha (6.4 m ² /人)
都市公園等	251.1ha(5.3 m ² /人)	289.9ha(6.2 m ² /人)	517.3ha(11.0 m ² /人)
人口	477,945 人	470,000 人	470,000 人

緑地の確保目標量

	計画策定時 H10 年 4 月	目標年次 H30 年
緑地面積	415 ha	688 ha

- ・ 都市公園等

都市公園に、子ども広場や港湾緑地などを加えたもの。

目標年次の数値については、都市計画決定未供用の公園などを供用した場合とする。

- ・ 緑地

都市公園に、子ども広場、港湾緑地、生産緑地、工場緑地、開発事業緑地、学校等公共公益施設などの緑地を加えたもの。

- * 参考 都市公園の現況値 179.44 ha (3.87 m²/人) <14 年 4 月 1 日現在 >
(人口は 463,256 人 <14 年 3 月 31 日現在を使用 >)
(「公園緑化のあゆみ(平成 13 年度)」より)

12 緑の基本計画の概要 「水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき」

1. 緑の基本計画とは

豊かなまちづくりを進めることは、何よりも都市イメージの向上につながるものであり、また、緑を介しての健康・福祉の増進、人の交流・まちの活性化など市民生活を豊かなものにしてくれる。本計画では、将来の緑地の目標量を定め、市民と事業者と行政が一体となって緑地の保全や緑化を進めることとしている。

2. 計画の基本方針

目指すまちのイメージを「水とみどり そして 人が輝くまち あまがさき」と定め、その実現に向けて次の3つの基本方針を設定している。

- ・ 人に、地球にやさしい緑の保全・創出
- ・ 人と人の交流が生まれる魅力のある緑の創出
- ・ 快適で、安心・安全な緑の育成

3. 緑の役割

全ての生き物の源となっている緑は様々な機能をもっている。特に、都市の中では、空気をきれいにしたり、まちの景観を美しくするなど、人々の生活に役に立っている。

4. 目標水準

将来（10年度を基準におおむね20年後）確保すべき都市公園などの目標量を設定している。

都市公園の面積

都市公園を10年度の172.8haからおおむね1.8倍の302.8haに拡大する。

緑地の面積

緑地の面積を、目標年次に、688.8haを確保する。

（緑地とは、都市公園に子ども広場、港湾緑地、生産緑地、工場緑地、開発事業緑地、学校等公共施設などの緑地を加えたもの。）

5. 緑地の配置方針

基本方針を踏まえ、緑の現況と課題を検討した結果、系統別に次の5つの方針に基づいて緑地を配置する。

環境保全系統緑地の配置方針

武庫川、猪名川、庄下川などの河川や水路、海辺などの水辺の環境資源を活かし、これらにネットワークする、公園・緑地、学校、農地、工場、民有地などの核となる緑を配置する。

- ・自然環境が残る河川の動植物生息環境の保全
- ・河川水辺空間の動植物生息環境の復元
- ・連続した自然環境の保全と整備
- ・核となる自然環境の復元
- ・海辺の生物生息環境の保全と整備
- ・市街地における農地の再評価

景観構成系統緑地の配置方針

都市美形成基本計画を視点において緑の骨格となる幹線道路、交差点部、駅前、水辺などに緑を増やし、市外からの来訪者に花と緑の尼崎をアピールする。また、市民ボランティアの協力を得て、大胆に花を取り入れた花と緑あふれる街並みの形成を図る。

- ・緑豊かな尼崎をアピールする景観の創出
- ・美しい水辺景観の整備
- ・眺望点の整備
- ・拠点的な開発地区における都市景観の整備
- ・工場緑地の再整備
- ・歴史的景観の保全と整備
- ・「自然と文化の森構想」の推進

スポーツ・レクリエーション系統緑地の配置方針

日常的なレクリエーションニーズに対しては都市公園の未充足地域における公園の整備などレクリエーション空間の確保を図る。また、臨海地域の開発、埋め立て事業と整合を図りながら新たな緑地を配置する。

- ・都市公園内スポーツ空間の充実
- ・日常生活圏レベルの運動広場の確保
- ・臨海部の大規模スポーツ・レクリエーション緑地の整備
- ・レクリエーションネットワークの構築
- ・都市型オアシスの形成

防災系統緑地の配置方針

避難地や公園緑地を新たにつくる場合は、幹線道路や交差点部など市民にわかりやすい場所に配置する。また、延焼防止効果の高い樹種の導入や見通しの良い植栽など安心・安全といった観点から緑をつくる。

- ・地域防災点整備の推進
- ・既存公園の防災機能の整備
- ・安心・安全の観点にたった公園・緑地の配置
- ・豊富な水辺の活用
- ・臨海部の防災点緑地の創出
- ・住宅密集地区の緑の整備

6. 緑化に関わる市民参加

今後の緑化活動の方向として、次にあげる具体的な緑化活動を展開しつつ、その中でより充実した市民参加のシステムを築いていくこととする。

街なみ街かど花づくり運動の拡充

街かどを花で飾り市のイメージを高めようとする街なみ街かど花づくり運動は、ボランティアグループ「尼崎花のまち委員会」が自立運営のもと種から苗を育て、公園や駅前、道路の植樹帯などに植え付け管理する花のあるまちづくり運動を行っている。

地域自主管理の拡充

地域の方々が、身近な公園の清掃、除草、かん水などの管理を行っている。これらの活動により交流が生まれ、愛着ある公園づくりに役立っている。

地域ふれあい公園づくり

地域の住民の皆さんが中心となって、公園づくりの構想から管理・運営まで積極的に参加し協働していく、新しい取組を進めている。

佐璞丘の保全・活用

市民グループなどで構成される活動グループをつくり、行政と協働して自然環境、エコロジーに配慮した佐璞丘公園の保全・活用を進めていく。

7. 緑化重点地区

本計画では、具体的な施策を先導的、重点的に展開し、緑化のモデル地区となる次の4ヶ所の緑化重点地区を設定し、その特性に応じた個性ある地区づくりを進める。

園田地区

JR 尼崎駅周辺地区

阪神尼崎駅周辺地区

臨海地区

1 3 低公害車普及台数

(平成13年度末現在)

(1) 公用車

電気自動車	7台
天然ガス自動車	23台
ハイブリッド車	1台

計	31台
---	-----

(2) 民間助成台数

天然ガス自動車	23台
---------	-----

計	23台
---	-----

1 4 太陽光発電等の導入状況

(平成13年度実績)

太陽光発電システム(4施設)

- ・〔東部第1 浄化センター〕太陽光発電設備(3kW)を導入。発電した電力を管理事務所の照明の一部に利用。 H10 ~
- ・〔都市局住宅建設課〕市営久々知住宅1号棟(コレクティブハウジング)に太陽光発電設備(9kW)を導入。 H11 ~
- ・〔教育委員会事務局施設課〕市立武庫南小学校に太陽光発電設備(0.3kW)を導入。発電した電力を学校ビオトープ(自然観察池)に使用する地下水の汲み上げ用のポンプに利用。 H9 ~
- ・〔教育委員会事務局施設課〕市立尼崎高等学校に太陽光発電設備(10kW)を平成10年に導入。発電した電力を校内の電灯等に利用。また、環境教育の教材としても活用。 H10 . 1 ~

ソーラーシステム(2施設)

- ・〔教育委員会事務局施設課〕市立尼崎高等学校第2 体育館にソーラーシステムを導入し、プールやシャワーの補助熱源として利用。 H11 ~
- ・〔教育委員会事務局スポーツ振興室〕サンシビック尼崎屋内プール用にソーラーシステムを導入。得られたお湯をプールとシャワーの水の加温に利用。 S58 . 3 ~

市内住宅用10KW未満の設置状況(新エネルギー財団(NEF)調べ)

補助実績件数 18件(平成12年度)

民間事業所設置状況(環境政策課収集情報)

- ・ 関西電力総合技術研究所 0.4KW(S59設置)展示用
- ・ 同 上 0.17KW(H2設置)噴水の動力
- ・ 三菱電機伊丹製作所 0.63KW(S63設置)噴水の動力
- ・ 関西電力テクノランド 20.0KW(H6設置)事務所の照明用
- ・ コープこうべ園田店 10.0KW(H9設置)店内の照明用
- ・ 浜幼稚園 6.0KW(H14設置)園全体で使用

15 尼崎21世紀の森構想について

(1) 趣旨

臨海地域を魅力と活力あるエリアに再生するため、「森」という言葉をキーワードに、産業を基調としつつ、水と緑豊かな自然を大胆に創出する環境共生型のまちづくりを目指すもので、「環境の世紀」といわれる21世紀にふさわしいまちづくりの先導的なモデルを尼崎から発信していく。

(2) 内容

尼崎21世紀の森構想(以下「森構想」)の対象である本市臨海地域は、重化学工業を中心に阪神工業地帯の一翼を担い、我が国の発展を支えてきた。しかし、近年の産業構造の変化により低未利用地が発生するなど、その地域活力は低下してきている。

森構想では、この臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生するため、「森と水と人が共生する環境創造のまち」をテーマに、次の5つのまちづくりの展開方向を設定している。

環境の回復・創造、美しい風景の創出

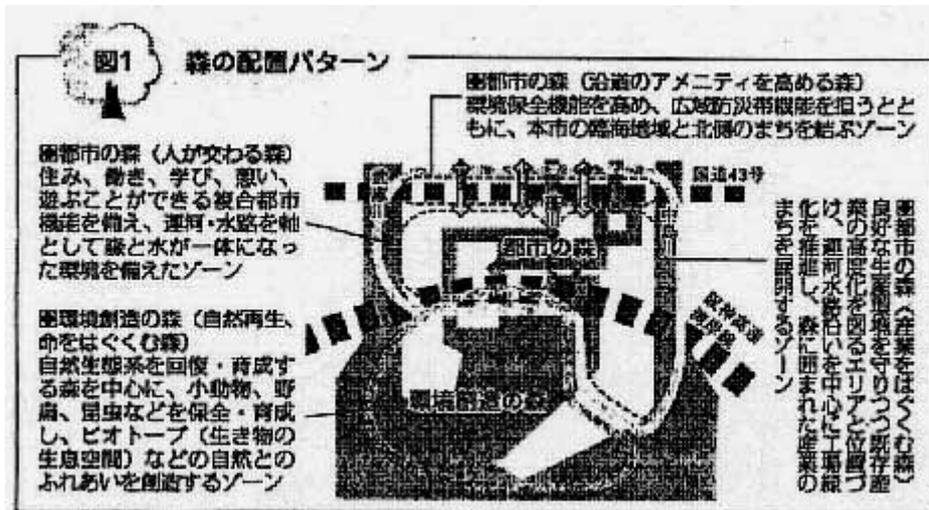
活力ある都市の再生

既存産業の育成・高度化と新産業の創造

豊かな人間性をはぐくみ、エコライフスタイルを創造するまちづくり

すべての主体の参画と協働による交流型のまちづくり

また、この地域を2つのエリアに分け、基本的な枠組みを設定。海側を「環境創造の森」、陸側を3つのゾーンからなる「都市の森」として、それぞれの地域の特色を生かした森づくり、まちづくりを進めることとしている(図1参照)。

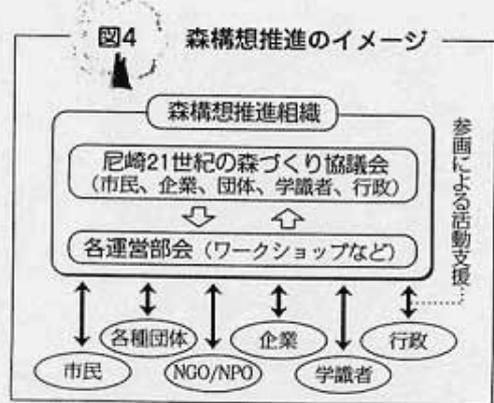
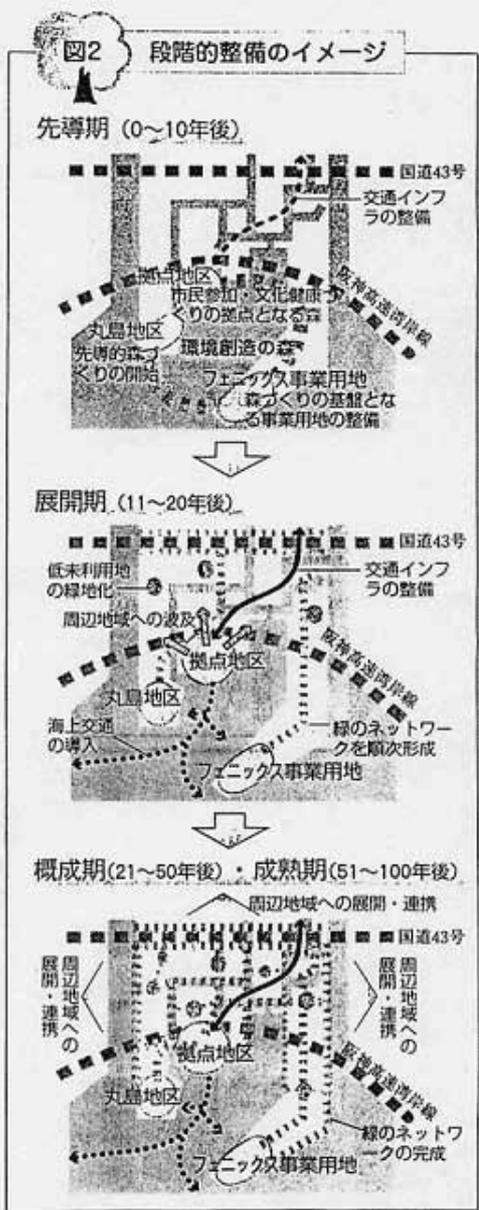


この取り組みは、21世紀全般にわたって長期的・段階的に実現を目指すものである。このため、阪神高速湾岸線末広ランプ西側の拠点地区、丸島地区、フェニックス事業用地などを先導整備地区と位置付けて先行的・重点的に整備し、次第にほかの地域に森づくりを広げていく（図2・3参照）。

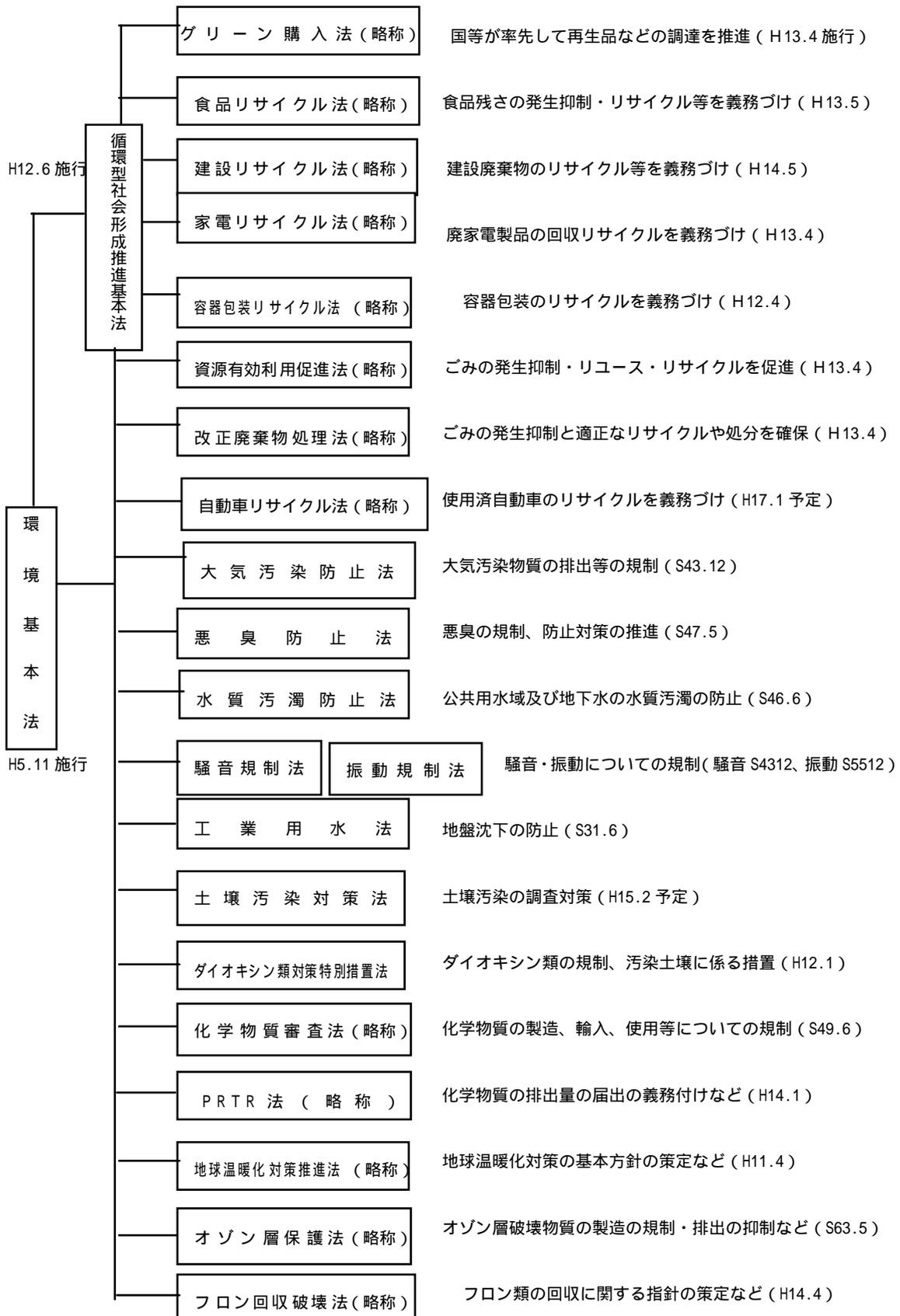
また、同構想は平成13年12月に国の都市再生プロジェクトの一つとして選定されている。今後進めていく森づくりに対して、国の支援が期待できる。

森構想は、市民・事業者と行政が協働で推進する取り組みである。今後は、市民・企業・各種団体・学識者と行政で「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設置し、推進方策を検討したり拠点地区の先行的な森づくりに参画したりして、森構想に取り組んでいく（図4参照）。

また、同協議会では森づくりに広く市民が参加していけるよう、ワークショップの開催などを検討していく。



1 6 環境行政に係る主な法体系



17 環境基本計画施策体系

基本方針	施策の方向性	施策
循環を基調とする経済 社会システムへの転換	地球環境保全に資する 取組の推進	地球温暖化防止対策の推進
		オゾン層破壊物質の排出抑制
		熱帯木材の使用削減
		国際的な情報交換・技術交流の推進
	廃棄物の減量・リサイクルの 推進	一般廃棄物(ごみ)の減量・リサイクルの推進
		産業廃棄物の減量・リサイクル等の推進
	環境に配慮した資源・エ ネルギー利用の促進	省エネルギーの推進
		自然エネルギー・未利用エネルギーの活用
		水資源の有効利用の推進
	環境と調和した産業活 動の促進	環境に配慮した事業活動の促進
		地域産業の連携による新しい資源循環型産業の創出
		環境産業の振興・育成
	環境にやさしいライフス タイルの確立	ごみを減らす意識の醸成と行動の促進
		省エネルギーの促進
		グリーン購入の推進
		不用品のリユースの推進
		リース・レンタル用品の利用の促進
		環境家計簿の普及
人の健康の保護	大気環境の保全	自動車排出ガス等の移動発生源対策
		工場等の固定発生源対策
		その他の対策
	水環境の保全	生活排水対策
		産業排水対策
		地下水の保全
		水環境の整備
		地盤環境の保全
		その他の対策
	土壌環境の保全	土壌汚染対策

	音環境の保全	自動車騒音対策
		工場・建設作業等騒音対策
		航空機騒音対策
		鉄道騒音対策
		近隣騒音対策
		その他の対策
	有害化学物質への対応	有害化学物質対策
自然との共生の確保	多様な自然環境の保全	河川の親水性の確保
		海域、運河の親水性の確保と利用
		農地の保全
		ため池の保全
		市街地における樹木・樹林の保護
		市内に生息する減少傾向にある固有種の保護
	多様な生態系や身近な生き物の保全	自然環境調査・研究の推進
		市内で生息・生育する地域由来の動植物の生息地保全と活用
	身近な生き物の生息地の保全、復元、創造	ビオトープのネットワークの推進
		公共用地におけるビオトープづくりと生態系の回復への配慮
		学校でのビオトープづくり
		工場・事業場でのビオトープづくり
		地域でのビオトープづくり
		ビオトープに関する普及・啓発
	水と緑の保全・復元・創造と活用	水路の整備
		質の高い緑の保全、整備
		都市景観の視点からの緑地の配置
		尼崎21世紀の森構想の推進
		環境イベントの場としての公園・緑地の整備
花や緑や水などを楽しめるオープンスペースづくり		
防災拠点としての緑地環境機能の検討		
立体的な緑化の促進		
すべての主体の参加の実現	環境教育・環境学習の推進	環境情報の整備・提供

	学習機会などの提供
	自然観察など体験学習の充実
	人材の育成
	体験学習の場・活動拠点の充実強化
	民間活動への支援・奨励体制の整備
	環境教育を体系的、継続的に取り組むための体制整備
市民、事業者の積極的な施策への協力と取組	環境保全協定の締結・(仮称)あまがさき市民環境会議の設置など
自然環境の保全・創出のための活動の推進	環境教育の充実と情報提供
	市民参加の基盤づくり
	身近な自然等との触れ合い
	地域コミュニティの形成
市における環境配慮率先実行の着実な推進	環境マネジメントシステムの推進とISO14001認証の維持
	尼崎市環境率先実行計画に基づく環境に配慮した市役所づくりの推進
	環境会計などの新たな環境マネジメント手法の調査・研究

18 環境用語集

あ 行

【ISO14001】

国際標準化機構で制定した、環境マネジメントに関する一連の国際規格であるISO14000シリーズの中で、中核をなす規格がISO14001であるISO14001には、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規定されている。ISO14001に基づき環境配慮へ自主的・積極的に取り組んでいることを示すことが可能となる。

【アイドリング・ストップ】

大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリング（空転）することを自粛すること。

【悪臭】

誰からも嫌われる悪い臭いのこと。悪臭は、人に不快感を与えるに由来の原因となる悪臭原因物質が大気中に放出されることで発生する。悪臭は騒音・振動と同様に感覚公害と呼ばれる、生活に密着した問題である。現在、主に悪臭防止法により規制が行われている。

【アスベスト】

蛇紋岩などの繊維状の鉱物を綿のようにもみほぐしたもので、耐火性に優れ、化学物質による腐食にも強い。住宅の断熱材に使われるほか、冷暖房装置の配管被覆、自動車のクラッチ板など用途が広い。

石綿暴露は、石綿肺と呼ばれる肺繊維症のほかに、肺がん及び胸膜、腹膜の悪性中皮腫の原因になることが認められている。

【尼崎公害訴訟】（尼崎有害物質排出規制等請求事件）

昭和63年に公害病認定患者と遺族483人が、環境基準を超える大気汚染物質の排出差し止めと損害賠償を求めて国・阪神高速道路公団と企業9社を相手に提訴した。企業とは平成11年2月に和解が成立し、平成12年1月には、神戸地裁が、国と阪神高速道路公団に対し、一定濃度以上の浮遊粒子状物質の排出差し止めと、原告の一部に損害賠償を命じる判決を出している。この判決を受けて双方が控訴したが、平成12年12月に和解が成立し、現在、和解条項に基づき各種対策が講じられている。

【尼崎市新エネルギービジョン】

本市における今後のエネルギーの効率的利用及び新エネルギーの導入の基本方針を示すもので、平成8年3月に策定された。

【硫黄酸化物】

硫黄の酸化物の総称で、SO_xと略称される。二酸化硫黄(SO₂)の他、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト(H₂SO₄)などが含まれる。工場や火力発電所で石炭、重油を燃焼す

る際、その燃料中に存在する硫黄分が硫黄酸化物となり排出ガス中に含まれ大気汚染の原因となる。このため「環境基本法」(平5法91)に基づき、二酸化硫黄について環境基準が定められている。また、「大気汚染防止法」(昭43法97)では硫黄酸化物排出基準を定め、更に総量規制も実施している。

【一酸化炭素】

酸素が不足の状態では物が燃焼すると必ず発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害し、ひどい時には窒息に至る。

現在、交通頻繁な道路や交差点の近くで高濃度の一酸化炭素汚染がみられる。

【一般廃棄物】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた「産業廃棄物以外の廃棄物」。具体的には、家庭や食堂、商店、事務所などから排出される台所ごみ、紙くずなどのこと。

【移動発生源】

大気汚染の発生源のうち、工場等の固定発生源に対し、自動車、航空機、船舶のように移動するものを、移動発生源という。

【エココリドー(生態回廊)】

具体的には、生物の生息域をつなぐ植生帯や河川などで、生物の移動にとって大切な役割を果たしている。

【エコポートモデル事業(県事業)】

環境と共生する港湾(エコポート)の実現を促進する観点から、全国の規範となる整備事例を早期に形成するため、国土交通省港湾局長がモデル港の指定及びモデル事業の認定を行ったうえで、生きものの生息空間や緑など港湾環境インフラの総合的な整備を重点的、先行的に行う事業。尼崎港は平成10年6月に指定を受けている。

【エコミュージアム】

地域全体を1つの博物館に見立て、そのなかの自然及び文化遺産などをそのまま保存・展示し、それらを生き物や自然の植生などとふれあい、地域の自然や文化を学ぶことができる体験施設や地域活性化の場として活用しようという概念。

【エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)】

省エネ法は、燃料資源の有効な利用を目的として、第2次石油危機後の1979年に制定されたもの。工場、建築物、機械器具のエネルギー使用の合理化を総合的に推進するために必要な措置などを講じている。

【大阪国際空港騒音対策協議会】

大阪国際空港における航空機騒音防止対策を図るために、国への要望等を行う機関として、近隣8市(豊中市、池田市、箕面市、西宮市、宝塚市、川西市、伊丹市、尼崎市)が協議会を昭和39年10月に設置し、その後、昭和46年5月に3市(大阪市、吹田市、芦屋市)が加わり、11市となった。

【オゾン層】

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守っている。

【オフィス町内会】

個々のオフィスから出る古紙は量が少なく回収費用が高いため、同一地域のオフィスが「町内会」を作り、効率的にまとめて回収業者に引き渡す方式をいう。

【温室効果ガス】

太陽からの入射線を比較的容易に通過させ、逆に地球からの放射熱をなかなか通さず、地表に再放射し、温室のように地球を暖める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどのガスのこと。

【温度差エネルギー】

河川水や海水の水温は季節に応じて変化するものの、その変化の度合いは気温に比べて小さく、また、下水処理水の水温は年間を通じてほぼ15～20℃と安定しており、夏は気温より低く、冬は気温より高いという特徴がある。こうした特徴に着目し、河川水や下水処理水などが持つ熱エネルギーを温度差エネルギーという。

か 行

【外因性内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）】

環境ホルモンとは、人をはじめとして様々な動物のホルモンの働きを妨げるなど内分泌機能に影響を及ぼす化学物質をいう。

我々の身の回りには多くの化学物質が存在しているが、その影響が明らかになっているのは極わずかである。

【化学的酸素要求量（COD）】

水中の有機物質等が過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化されるときに消費する酸素量のこと、単位はmg/lで表す。この数値が大きいほど水中に有機物質等が多いことを示す。

湖沼や海における有機汚濁の代表的な指標としてCODが用いられるのは、湖沼では、植物プランクトンや藻類の光合成等による酸素の影響を受け、BODでは的確に有機物質の量を測定できないこと、海では、海水中の塩分が影響してBODが測定しにくいなどの理由による。

【拡大生産者責任】

製品の製造者は、製品の性能だけでなく、その製品の生産から廃棄までに及ぼす環境影響に対して責任を負うべきとの考え方。原材料の選択、生産過程、使用過程、廃棄における環境影響への責任が含まれる。この考え方は、ヨーロッパを中心として、より環境にやさしい製品や生産方法の開発・普及、廃棄物のリサイクルや減量化を進める際の戦略として活用されるようになってきている。例えば、家庭から排出される容器・包装は、これまで地方公共団体が税金を使って処分していたが、拡大生産者責任の考えに立って、製造者等が

リサイクルの責任を負うという仕組みが定着しつつある。製造者等が、製品のリサイクル責任を負えば、リサイクルしやすい製品づくりが自ずと進むことが期待される。

【カドミウム】

亜鉛の鉱石に多く含まれるもので、鉄や銅のメッキ、黄色の塗料、充電式電池など用途の広い重金属。カドミウムや鉛などの重金属は、もともと人体にないものなので、体内に入っても代謝できず、蓄積され、発癌などの有害な症状を示すことが多い。その顕著な事例では、富山県神通川流域で発生したイタイタイ病がある。イタイタイ病は、鉱山活動に伴って排出されたカドミウムが米に蓄積し、それが体内に摂取され発病に至った。カドミウムの慢性中毒により、まず腎臓障害が生じ、次いで骨軟化症をきたし、これに妊娠、授乳、内分泌の変調、老化、及び栄養としてのカルシウム等の不足などが誘因となって生じた公害疾病とされている。現在日本では、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」によってカドミウムの排出を規制している。

【環境】

尼崎市環境基本計画でいう「環境」とは、地球環境、生活環境及び自然環境をさす。

【環境影響評価】

開発事業の実施に際し、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測をして評価を行い、更にその結果を公表して地域の人々の意見を聴くことなどによって環境を守るための対策等を十分なものとする手続のこと。

【環境汚染物質排出移動登録制度（PRT R制度）】

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度。

【環境会計】

「環境会計」とは、従来、企業の財務分析の中に反映されにくかった環境保全に関する投資及び経費とその効果を正確に把握するための仕組みで、企業にとっては自社の環境保全への取組を定量的に示し、事業活動の環境保全の費用効果を向上させることが可能となる。国民にとっては、企業の環境への取組状況を同じ尺度で比較する際に有効なツールとなる。

【環境家計簿】

環境家計簿とは、電気、ガスの使用量やごみの量などを記録し、日々の生活がどの程度、環境に負荷を与えているかを把握しようとするもの。これをもとに、どうすれば省エネができるか、ごみが減らせるかなどを考え、地球環境を守るためのいわゆる「環境にやさしい生活」を実践しようとする。

【環境監査】

企業活動が環境に与えている影響を、従来の公害対策を越えた幅広い範囲で定期的に評

価、査定すること。日、米、欧などISO（国際標準化機構）加盟国は、企業が環境保全指針や行動計画を決める際の基準となる「環境管理システム」や監査の手続きを規定する「環境監査」など6分野についてルールの設定、実施に向け作業を進めている。

【環境管理システム】

企業など事業組織が、法令などの規制基準を遵守することに止まらず、自主的積極的に環境保全のための行動を取るため、環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きのこと。

【環境基準】

環境基準とは、環境基本法第16条で、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定めている。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準、いわゆる規制基準とは異なる。これに基づき、大気汚染（8物質）、水質汚濁（人の健康26項目、生活環境9項目）、騒音（一般、新幹線、航空機）、地下水及び土壌汚染について環境基準が設定されている。また、ダイオキシン類対策特別措置法第7条でもダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準が設定されている。

【環境基本法】

環境行政は、かつて、規制を中心とした公害対策が実施されてきたが、環境問題が地球規模で論じられるようになり、さらに快適な環境への国民のニーズが高まってきたことから、従来手法では、実施することができなくなってきた。そのため、環境問題を地球規模で総合的に捉え、経済的措置などによる社会システムや環境にやさしいライフスタイルに変更していくための新しい政策手法を盛り込み、国際的取組をとり入れた法制度として、環境基本法が平成5年11月19日に公布、施行された。

【環境教育】

市民一人ひとりが人間と環境のかかわりについて理解を深め、正しい知識に基づいて望ましい環境の形成に向けて行動することを目的とした環境保全意識の普及啓発活動のこと。今日、都市・生活型公害等市民生活に起因した環境問題への対応、快適な環境づくりや良好な自然環境の保全などについて市民の果たす役割がますます大きくなっていくとみられ、それに伴い環境教育の重要性も大きくなっていくと考えられている。

【環境指標】

環境の状況やそれを左右する要因、環境を保全・改善する対策の進行状況を測るものさし。例えば、メダカは水質の悪化や水田の減少などが原因で生息分布が減少することから、メダカの生息分布は水辺環境の指標になる。

【環境上の基準】

尼崎市の環境をまもる条例第20条第1項は、「市長は、良好な環境を確保するために必要な大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の基準を定めるものとする」と規定し

ている。これに基づき、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の基準を定めている。

【環境への負荷（環境負荷）】

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

【環境報告書】

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

【環境マネジメントシステム】

環境管理国際規格 ISO 14000 シリーズの環境マネジメントシステム規格 ISO 14001 による環境管理のことで、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を3年ごとに継続し、環境への負荷削減効果を継続的に改善、向上することを目的とした組織運営の方法。

【環境ラベル】

国民、事業者の環境への意識が高まるなか、こうした意識を環境保全型製品の普及促進につなげていくために、多くの製品の中で何が環境への負荷が少ないのか、具体的にどのような環境への負荷があるのかといった情報を消費者に適切に提供していく必要がある。「エコマーク」をはじめとする環境ラベルは、このような製品に関する環境情報の提供のための一つの方法である。

【環境リスク】

生産、使用、廃棄等の仕方によっては人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす恐れのある化学物質が、環境の保全上の支障を生じさせる恐れを示す概念。

【気候変動に関する国際連合枠組条約】

地球温暖化防止をめざす条約で、1994年3月に発効した。大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目標とし、地球温暖化に対する世界的な取組の枠組みを設定している。

【協働】

市民、事業者、行政がより良い地域をつくっていくために、対等のパートナーとして相互の役割や機能を分担し合い連携しながら取り組むこと。

【共同輸配送】

複数の事業者が共同で輸送、配送を行うこと。物流を合理化するとともに、車両数や走行量を削減することができ、交通渋滞の緩和や排出ガス量の削減といった効果がある。

【京都議定書】

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択されたもので、先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意された。

【近隣騒音】

近隣騒音とは、営業騒音、拡声器騒音、生活騒音などの総称で、市街地であればどこでも発生するおそれがあり、工場騒音や自動車騒音と区別されている。特に、生活騒音は、テレビ、ステレオ、ピアノ等の音もその原因であり、市民一人ひとりが加害者となり得ることから十分な注意が必要である。

【グリーン購入】

家庭や事業所などにおいて、環境に対しできるだけ負荷をかけないようにした製品やサービスを購入することをいう。省資源・省エネルギー、製品の長寿命化、再生資源の使用、不要品のリサイクル・処理・処分の容易さなどに配慮した製品やサービスの購入とともに、不要なものを購入しないことが含まれる。

【CFC(クロロフルオロカーボン)】

いわゆるフロン的一种で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質であり、冷媒、洗浄剤、発泡剤、噴射剤などとして広く使用されてきた。CFCは化学的に安定な物質であるため、大気中に放出されると対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達する。成層圏において太陽からの強い紫外線をあびて分解し、塩素原子を放出するが、この塩素原子が触媒となってオゾン分解する反応が連鎖的に起きる。この反応を繰り返しながらオゾン分解するため、多数のオゾン分子が次々に破壊されることとなる。このため「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」で生産規制等がされており、我が国でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」により、生産が全廃されている。

【公害】

公害とは、環境基本法第2条で、環境の保全上の支障のうち「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる 大気の汚染 水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。) 土壌の汚染 騒音 振動 地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地掘削によるものを除く。) 悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この7つが「典型7公害」と呼ばれている。

【公害防止協定】

公害防止協定とは、地方公共団体、住民団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を相互の合意形成により取り決めたものをいう。

公害防止協定が締結されている理由としては、法令に基づく対策に加え、当該地域社会の地理的、社会的状況に応じたきめ細かい公害防止対策を適切に行うことができること、企業側からみても、立地に際して地域住民の同意を得ることが、企業活動の円滑な実施

を図っていく上で不可欠なものと意識していること等の事情が挙げられる。

【光化学オキシダント】

自動車や工場などから大気中に排出された炭化水素と窒素酸化物に、太陽の紫外線が作用することによって発生するオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）などを総称してオキシダントといている。人体に対しては、目やのどなどの粘膜の刺激と呼吸器への影響をおこし、重症の場合は呼吸困難となる場合もある。

【光化学スモッグ】

大気中の窒素酸化物や炭化水素類などが紫外線を受けて化学反応を起こし、酸化性の強いオゾンやPANなどのオキシダントを生成する現象と考えられている。夏日のように日ざしが強くて風の弱い日に発生しやすく、大気が白っぽく、どんよりとにごった感じになり、ばい煙などの黒いスモッグと対比させて白いスモッグとか紫のスモッグといわれている。人に対しては、目やのどなどの粘膜の刺激と呼吸器への影響をおこし、植物に対しては葉を枯れさせたり、実がなくなるなどの被害を与えるといわれている。

【コージェネレーション】

エネルギー資源から電力又は動力と有用な熱エネルギーを同時に作り出すシステム。有限である化石燃料を燃焼させるときに発生する窒素酸化物や二酸化炭素などは、健康被害や地球温暖化現象を引き起こし、国際的な社会問題となっている。そこで、環境保全に対し効果的かつ経済的な対策のひとつとしてのコージェネレーションが注目され、平成6年12月に国が策定した環境基本計画にも二酸化炭素排出抑制対策として、その導入促進について規定されている。

【交通需要マネジメント】

規制だけでなく、自動車以外の移動手段に誘導するなど、総合的な対策によって自動車利用を抑制し、大気汚染等を減らすための考え方。

【国際環境規格】

地球環境の保全などに世界的に対応するため、企業や自治体などが継続的な環境保全に向けた取組の促進を目的に、国際標準化機構が発行した体系的な環境マネジメントの体系・仕組みの国際規格のこと。

【国道43号線公害訴訟】（43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件）

昭和51年に尼崎市、神戸市、芦屋市、西宮市の国道43号の沿道住民150人が環境基準を超える騒音・排出ガスの差し止めと損害賠償を求めて、国・阪神道路公団を相手に提訴した。平成7年の最高裁により、騒音・排気ガス等により受けた被害は、社会上受忍すべき範囲にないとし、過去の損害賠償を認めるなどの判決が確定している。

【国道43号・阪神高速道路公害対策3市連絡協議会】

国道43号・阪神高速道路の自動車公害の防止のため国等関係機関と密接な連絡を図り、

対策を協議するため、沿道3市（西宮市、芦屋市、尼崎市）が協議会を昭和45年4月に設置した。

【固定発生源】

大気汚染の発生源のうち、工場・事業場のように移動性のないものを指す。これに対して自動車、船舶、航空機は、移動発生源と呼ばれる。工場・事業場については、大気汚染防止法に基づき、排出基準の設定や総量規制等の規制が行われている。

【こどもエコクラブ】

環境省が全国の小中学生を対象に設立を呼び掛けている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境省では、クラブの子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

【ごみ減量推進計画】

ごみ減量やりサイクルを推進するための取り組みの方向や施策を検討し、具体化するために作成する行政上の計画。市が策定している「一般廃棄物処理基本計画」（廃棄物処理法第11条）に基づいて作成するもの。

さ 行

【最終処分場】

ガラス・金属などの不燃ごみやプラスチックなどの焼却不適ごみを、埋立などにより処分する場所。特に都市部における廃棄物の増加に伴い、最終処分場の容量が不足しており、新規用地の確保が問題となっている。

【さわやか指導員】

ごみの減量・再資源化等の対策を強化し、適正なごみ処理を図るために、単位福祉協会ごとに、市民のなかから「さわやか指導員」を委嘱し、行政との連携を図りながら、地域に密着したごみ減量・リサイクルやごみ出しマナーの徹底などについて、啓発活動及び実践活動等を行っている。

【産業廃棄物】

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、その適正な処理が図られている。

【酸性雨】

雨や雪のpHは、大気中のCO₂が炭酸としてその中に溶解しているため、通常はわずかながら酸性となっており、pHは約5.6であり、pHがこれより低い雨や雪を酸性降水と定義している。

酸性雨は、硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中で酸化されて、硫酸や硝

酸となり、これが雨水に取り込まれて生成されるものであり、人体影響、生態系への影響（陸水、土壌など）、物的影響（建物の腐食、金属のさびなど）が懸念されている。「湿性大気汚染」とも呼ばれている。

【自然エネルギー】

石油や石炭によるエネルギーは大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出し、環境に負荷を及ぼす。これに対して、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、潮力エネルギーなどは、環境への負荷が少ないことから自然エネルギーまたはクリーンエネルギーと呼ばれている。

【持続可能な社会】

環境への負荷ができる限り低減された社会経済活動が営まれ、自然との豊かなふれあいが保たれた社会で、資源の枯渇を防ぎ、現在世代及び将来世代が共に環境の恵沢を享受できる社会。

【指定袋制度】

ごみを排出する袋を市町村が指定することをいい、分別の徹底、資源化可能物のごみへの混入防止、収集作業の安全性の確保などが導入する理由となっている。一般的には中身が見える透明や半透明の袋が指定されている。

【地盤沈下】

主として沖積平野などの軟弱地盤地域における過剰な地下水採取により、地層が収縮し地面が沈下する現象で典型 7 公害の一つとされている。地盤沈下の特徴としては、進行が緩慢で確認しづらいこと、沈下すると復元が難しいこと、水害・震災等の災害を助長すること等がある。高度成長期における地下水の需要増大の結果、大都市、工業都市を中心に地盤沈下が多発した。このため、様々な対策がとられた結果、大都市では沈静してきた。

本市では、昭和 48 年から工業用水法及び環境をまもる条例により、地下水のくみ上げが規制されている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会を形成するための基本法で、2000 年の第 147 通常国会で成立した。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」(EPR)を一般原則として盛り込み、廃棄物の最終処分量を削減するため(1)廃棄物の「発生抑制(リデュース)」、(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」、(3)使用済み製品を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」、(4)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記した。また、政府が「循環型社会形成推進基本計画」を 2003 年 10 月 1 日までに策定すること、計画の内容をおおむね 5 年ごとに見直すことなどを規定している。

【浸透ます】

透水性の雨水ますのことで、周辺には碎石を充填する。材質は、透水性コンクリートのものやコンクリートに穴を空けたもの、合成樹脂素材に穴を空けたものなどがある。浸透ますを使うと、入ってきた水の一部が地中に染み込むので、河川に流れ込む雨水の量を減

らすことができる。

【水質汚濁】

河川、湖沼、海洋などの水域の水質が悪化することであり、環境基本法において水質の汚濁が事業活動その他の人の活動に伴って相当範囲にわたって生じ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるときには、これを公害としている。水質の汚濁については、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として環境基準が定められており、その達成に向けて水質汚濁防止法等に基づき対策が進められている。

【生態系】

ある地域の生物（動物、植物、微生物）群集とそれらを取りまく非生物的な環境（水、土壌、空気など）とが物質循環やエネルギーの流れなどを通じて相互に作用するシステム。森林生態系、都市生態系などの区分もあり、地球全体を一つの生態系とみなすこともある。

【生物化学的酸素要求量（BOD）】

水中の有機物を、微生物によって無機化あるいはガス化するときに必要なとされる酸素量のこと、単位は mg/l で表し、この数値が大きいほど水中に有機物質が多いことを示す。BODは、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられている。

【戦略的環境アセスメント】

事業の枠組みが決まった後に行うのではなく、あらかじめ開発計画などの立案段階から環境への影響を予測・評価する環境影響評価制度をいう。

【騒音】

睡眠を妨げたり、会話を妨害するなど生活環境を損なう「好ましくない音」「無いほうがよい音」を騒音という。騒音に対する馴れや個人個人の心理で感じ方が異なるところに騒音の特徴がある。騒音は、航空機騒音などの特別な場合を除いて、伝わる距離は小さく、音源から数百 m を超えることはまれである。さらに、発生してから短時間で消えていくという一過性の性質を持ち、蓄積されるということは無い。騒音の発生源は多種多様であり、工場及び事業場、建設作業、各種交通機関等からの騒音、飲食店等の深夜営業にともなう騒音、拡声器を使用する商業宣伝放送による騒音、クーラー運転音等の家庭用機器による生活騒音等、様々な騒音が発生している。騒音による公害を防止するため環境基準が設定され、「騒音規制法」（昭 43 法 98）等に基づき対策が進められている。

【総量規制】

一定地域内の汚染物質の排出量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法である。現在、大気については硫黄酸化物、窒素酸化物、水質については化学的酸素要求量について、一定の地域を指定して実施されている。

た 行

【大気汚染】

代表的な汚染物質としては硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントなどがあげられる。

日本では1960年頃から三重県の四日市で石油コンビナートからの硫黄酸化物による大気汚染の影響により呼吸器系疾患が多発し問題となった。このため1968年には「大気汚染防止法」(昭43法97)が制定された。また、「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭48年法111)に基づく被害者の救済がなされている。大気汚染防止対策としては工場等ばい煙発生施設の排出口における濃度規制、地域全体における総量規制、自動車排出ガスについての排出量許容限度の設定による規制などがあげられる。

我が国の大気汚染状況については、二酸化硫黄、一酸化炭素は、近年良好な状況が続いているものの、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、大都市地域を中心に環境基準の達成状況が低い水準で推移しており、光化学オキシダントは全国的に厳しい汚染状況にある。

【ダイオキシン】

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニール(コプラナーPCB(PCBの中で、特に、平面構造をとる種類。その他のPCBよりも強い毒性を示し、構造、生体作用がPCDDやPCDFと類似する))を総称してダイオキシンと呼ばれる。PCDDは75、PCDFは135の異性体があり、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンが最も毒性が強いといわれている。ダイオキシン対策特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、ごみ焼却施設の排ガス、排水、焼却灰、集じん灰などに排出基準が定められている。

【太陽光発電】

電氣的性質の異なる二つの半導体を接合させ、それぞれの表面に電極を取り付けた太陽電池により、太陽光エネルギーから電気を取り出すこと。太陽電池は結晶シリコン系、アモルファスシリコン系及び化合物系に大別される。

【多自然型工法】

人間生活と調和した自然豊かなまちづくりの試みで、生物の良好な生育環境に配慮し、併せて美しい自然景観を保全あるいは創出(復元)する工夫をいう。

【炭化水素】

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で、数系列があってそれにより毒性を異にしている。大気汚染物質の一つで、主として自動車排出ガスに含まれ、光化学スモッグ発生の要因物質と考えられている。

【地域熱供給システム】

個々の住宅・ビル等で行っている冷暖房の熱源を集中化して、ボイラー、冷凍機等を設置したエネルギープラントを設け、一定の区域を単位として、主に地中に埋設した導管を通じて、冷暖房・給湯といった熱を需要家に事業として供給するシステムであり、エネルギーの有効利用、地球環境保全効果、都市災害機能等の社会経済的メリットを有する都市基盤施設である。

【地球温暖化】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれている。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらす。その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されている。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす。気候変動に関する国際連合枠組条約及び気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議（COP3）の経過を踏まえて、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準となるよう大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題である。

このため、地球温暖化対策を進めるためには、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることから、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する基本方針を定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」が1998年に制定され、1999年から全面施行された。

【窒素】

リンとともに水中の栄養塩類として富栄養化の原因になる。水域の栄養塩類は、家庭排水、工場排水などにより供給され、太陽光線のもとでの藻類の爆発的な増殖により赤潮やアオコ現象を引き起こす。

【窒素酸化物】

化石燃料等の燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる一酸化窒素や二酸化窒素などのこと。物が燃えると必ず排出されるので、工場、家庭、自動車など、発生源は広範囲にわたる。二酸化窒素は呼吸器に影響を与えるため大気汚染に係る環境基準が設定されている。

【中間処理】

収集した可燃ゴミを燃やしたり、不燃ゴミを破砕、選別などをすることで、できるだけ小さく軽くし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。しかし、増え続けるゴミに対処していくためには、全国で清掃工場の増設が必要とされているが、最終処分場と同様に土地探しが最大のネックとなっている。

【低公害車】

電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び低燃費かつ低排出ガス車を指す。これは、平成13年7月に発表した国の「低公害車開発普及アクションプラン」で「実用段階にある低公害車」と位置づけられたもの。

【ディスプレイ】

厨芥（生ごみ）を粉碎し、排水と一緒に排水管に投入する装置である。種類は、直接投入型（単体）と処理槽付がある。

【ディーゼル排気微粒子】

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のことをいい、発がん性、気管支ぜん息、花粉症等の健康影響が懸念されている。その質量、粒子数の大部分は粒径 0.1～0.3 μm、0.005～0.05 μm の範囲にある。

【DPF（ディーゼル排気微粒子除去装置）】

ディーゼルエンジンの排気系に装着したフィルターにより、自動車の排気ガス中の粒子状物質（PM）を捕集し、電熱線や触媒の作用等によりPMを除去する装置。

【テトラクロロエチレン】

有機塩素系化合物で、エーテル様の芳香のある無色透明の液体で不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。ドライクリーニング用の洗浄剤や金属の脱脂洗浄剤等として用いられている。目、鼻、喉を刺激し、皮膚に繰り返し接触すると皮膚炎をおこす。蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害などをおこす。また、発がん性も指摘されている。

【透水性舗装】

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全・かん養や、都市型洪水の防止効果がある。また、コンクリート舗装に比べて太陽熱の蓄積を緩和するためヒートアイランド現象の抑制にも寄与するなど、環境保全やアメニティの面で広い効果がある。近年、強度的に安定した技術・製品に加え、スラグなどのリサイクル材料を用いた工法も開発されている。

【土壌汚染】

化学物質が事故などにより土壌に浸透したり、不法に土壌へ捨てられ、土壌の持つ浄化能力を超えて過剰に土壌へ入ると、土壌が持つ諸機能を損ない、地下水汚染を始めとした環境汚染を引き起こすことにもなる。このため、化学物質による土壌汚染対策が実施されているが、一度汚染された土壌環境を再び回復することは非常に困難であり、化学物質の取扱いには十分注意し、適切に利用することが重要である。土壌の汚染状態の有無を判断し、また、汚染土壌に係る改善対策を講ずる際の目標となる基準として、平成 3 年にはカドミウム等 10 項目について土壌の汚染に係る環境基準が設定され、その後トリクロロエチレン等 17 項目が追加された。

【トリクロロエチレン】

有機塩素系化合物で、クロロホルム臭のある無色透明の液体で揮発性を有し、不燃性である。水に不溶、エーテル、エタノールなどの有機溶剤と混和する。金属、機械部品等の脱脂・洗浄剤、一般溶剤等として用いられる。目、鼻、喉を刺激し、皮膚に繰り返し接触すると皮膚炎をおこす。蒸気を吸入すると、めまい、頭痛、吐き気、貧血、肝臓障害など

を起こす。また、発がん性も指摘されている。

【トリブチルスズ】

有機スズ化合物で、殺菌や汚れを防ぐ働きがあるため、船底塗料や漁網防汚剤に使用されている。微生物による分解性が悪く、環境中への蓄積性が高い。急性毒性としては、食欲不振、下痢、呼吸困難、体重減少などがあげられている。

な 行

【二酸化硫黄】

主に、重油等の燃料や原料に含まれるいおう分が燃焼により酸化されて発生する代表的な大気汚染物質。

【二酸化炭素】

炭素を含む物質の燃焼によって発生する。生物の呼吸によっても発生する。最近では、産業革命以後の経済活動の活発化により、石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の一つとして注目をあびている。

【二酸化窒素】

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となる。二酸化窒素は呼吸器系に好ましくない影響を与える。

【燃料電池】

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止として、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されている。通常、供給する燃料の改質が必要とされる。

【ノーマイカーデー】

自動車による都市部の交通渋滞や大気汚染の改善を目的として、毎月 20 日を自動車に乗らずに公共交通機関などを利用しようという運動のこと。

は 行

【廃棄物】

廃棄物とは、その物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不用となった物をいう。廃棄物の中には、主として家庭から発生する野菜くずなどの一般廃棄物と主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の 2 つに大別される。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

わが国の廃棄物の処理は、この「廃棄物処理法」に基づいて行われている。この法律は、廃棄物の定義、処理の責任、処理方法等について定めている。この法律は昭和 46 年 9 月に

施行され、その後、最終処分場等の廃棄物処理施設の設置や運営をめぐる地域問題、産業廃棄物の不法投棄問題、さらには最終処分場の不足問題等が発生し、国民生活に深刻な影響を与えかねない状況となったために、数回の大きな改正が行われた。

【ばいじん】

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、燃料などの燃焼や電気炉などの使用に伴って発生するススなどを指す。ばいじんによる公害を防止するため、大気汚染防止法に基づいて排出基準が定められている。なお、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、ものの破砕、選別などの機械的な処理やたい積に伴って発生したり飛散したりするものを粉じんという。

【パークアンドライド】

自家用車を利用して目的地まで直接行かず、近くの鉄軌道又はバス停まで自家用車を利用し、そこから鉄軌道又はバスに乗り換えて目的地まで行くシステム。一般的には都心への自動車交通の集中を防ぐために利用される。

【パートナーシップ】

市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、時には相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取り組みを行うときの協調的関係のこと。

【阪神高速道路大阪西宮線工事禁止仮処分申請】

昭和47年8月阪神高速道路建設工事に住民が反対の座り込みを行うとともに、同年9月に阪神高速道路大阪西宮線工事禁止仮処分申請を行った。仮処分については昭和48年5月に却下されたが、昭和54年8月市の仲介により阪神高速道路公団が各種対策の実施を約束し、2556日にわたる座り込みを解除した。

【阪神3市山陽新幹線公害対策連絡協議会】

山陽新幹線の公害対策に関する国等関係機関と密接な連絡を図り、対策を協議するため、沿線3市（西宮市、伊丹市、尼崎市）が協議会を昭和55年4月に設置した。

【ビオトープ】

ビオトープは、ドイツ語の生物を意味するBioと場所を意味するTopの合成語で、野生生物が共存共生できる生態系をもった場所という意味。本来は生物が生息する最小空間単位を意味していたが、最近では、もっと幅広く都市、その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっている。

【微小粒子状物質（PM_{2.5}）】

浮遊粒子状物質のうち、ディーゼル車を主な発生源とする粒子径2.5μm以下の小さなもの。健康への影響が強く懸念されている。

【ヒートアイランド現象】

都市部において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、

地表面の熱収支バランスが変化し、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象をヒートアイランド現象という。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

【富栄養化】

リン又は窒素を含む物質が公共用水域（湖、内湾等）に流入集積し、その結果、藻類、その他水生植物等が繁殖することにより水生生物の生態に変化を及ぼし、水質の累進的な悪化が起こる現象をいう。

【不法投棄】

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。不法投棄された廃棄物に有害物質が含まれておれば、周辺の土壌、地下水や河川などに漏れ出し、汚染を引き起こす原因となる。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

粒子が非常に小さく、重力で落下しないで、大気中で浮遊している粒子状の物質であって、その粒径が10ミクロン（1ミクロンは1mmの1000分の1）以下のものをいう。

人間の呼吸との関係では、気道、肺胞への付着率が高く、痰とともに放出されにくく、肺へ付着するといわれている。

【フロン】

正式には、クロロフルオロカーボン（CFCs）といい、圧力をかければ直ぐ液体になり、不燃性のため冷蔵庫、空調機器、ヘアースプレーなどのエアゾール、消火剤などに広く使われている。近年、フロンガスは分解しにくいいため、成層圏までに拡散しオゾン層を破壊し、そのため紫外線の地表に到達する量が増え、皮膚がんの増加をきたす可能性が問題となっている。

【閉鎖性水域】

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。

【ベンゼン】

無色、揮発性の液体で有毒。化学薬品の基礎物質となり、ガソリンなど燃料にも含まれている。低濃度で長期間摂取すると発がんの恐れがあり、高濃度の場合は頭痛やめまいを起こすほか、白血病になったり、呼吸麻痺で死亡するケースもある。

【ポリ塩化ビフェニル（PCB）】

不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定であるなど多くの特性をもった化学物質であり、熱媒体、絶縁油、塗料等さまざまな分野で利用されていた。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、皮膚障害や肝臓障害を引き起こすことが明らかになり、大きな社会問題となったため、環境汚染物質として注目され、現在我が国では製造が中止され使用も限定されている。

ま 行

【マイバッグ運動】

ごみ減量化を目指して、買い物には自分の買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋をできる限りもらわないようにしようとする環境運動。

【メタン】

無色無臭で引火性のある気体であるが、通常、人の健康には有害でない。メタンには、湿原や湖沼などの自然発生源と天然ガスの漏出や家畜・水田・廃棄物埋立地等の人為的発生源があり、その温室効果は二酸化炭素の約 2.1 倍あると考えられている。

や 行

【有機塩素系化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物の総称。水に溶けにくく油に溶けやすいため、生物分解が困難であり、体内に蓄積されやすく、毒性がある。トリクロロエチレン、PCB、ダイオキシンなどが代表的なものである。

【容器包装リサイクル法】

一般廃棄物の中で容量にして 6 割、重量にして約 2 割と大きな割合を占め、また、再生資源としての利用が技術的に可能である「容器包装廃棄物」（ガラスビン、缶、紙、プラスチック製品等の容器包装）について、市町村による分別収集と事業者による再商品化等を促進するシステムを構築し、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用を図る措置を講じるため制定された法律。

【要請限度】

自動車騒音、道路交通振動等により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長等が認めるとき、道路管理者に対して道路交通振動の防止のため舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請したり、都道府県公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請する際の基準をいう。

ら 行

【ライフサイクルアセスメント（LCA）】

商品や容器が、ライフサイクル（原料採取 生産 使用 リサイクル・廃棄）を通じて、環境にどのように、どれだけ影響するかなど、ある製品の環境への影響を全体的にとらえる評価システム。

【リフレッシュポートあまがさき事業（県事業）】

市民の意識から遠ざかった南部臨海地域をこの地域がもつ特性である「運河水路域」を活用し、それが本来もつ防災、水運という機能に加えて、快適な歩行者空間、来訪者を引きつける施設などの整備によって、市民が身近に感じるまち、快適なまちへと再整備を図る事業。

【リン】

閉鎖性水域における富栄養化の原因物質の一つ。富栄養化原因物質である栄養塩類のう

ちの主なものがリン及び窒素である。リンは窒素と同様、合成洗剤などを含む生活排水、工場排水、農業排水などにより供給される。

【レスポンシブルケア】

化学物質を製造し、または取り扱う事業者が、自己決定・自己責任の原則に基づき化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ライフサイクルにわたって「環境・安全」を確保することを経営方針において公約し、安全・健康・環境面の対策を実行し、改善をはかっていく自主管理のこと。

【ローカルアジェンダ21あまがさき】

平成4年6月のリオ・デ・ジャネイロでの「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、地球環境を保全し、人類の持続可能な発展を実現するための行動計画である「アジェンダ21」が参加各国によって採択された。この「アジェンダ21」の中で、地球環境の保全のために地域からの取り組みが重要であることが指摘され、その実施に重要な役割を担う地方公共団体が「ローカルアジェンダ21」と呼ばれる地域における地球環境の保全に向けた行動計画を策定することを求めている。本市では、平成8年12月に、本市の「ローカルアジェンダ21あまがさき」を策定した。

（出典）

尼崎市「平成13年版尼崎の環境」

尼崎市「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ21あまがさき）」

尼崎市「第2次基本計画」

環境省「環境基本計画～環境の世紀への道しるべ」

環境省「平成13年版環境白書」

兵庫県「兵庫県環境基本計画」「新兵庫県環境基本計画」

兵庫県「兵庫・阪神地域ビオトープ・地図プラン」

など